

第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

1. 地震の災害履歴

1 - 1 全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、表 2-1 のとおりである。

発生の切迫性が高いとされる東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外の地域においても、全国各地で大規模地震が頻発しており、大規模地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表 2-1 近年の大規模地震

発 生 年 月 日	名 称	地震の規模 (マグニチュード)	死者/不明 [負傷者] (人)
平成 7 (1995) 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	7.3	6,434 [43,792]
平成 12 (2000) 年 10 月 06 日	鳥取県西部地震	7.3	0 [182]
平成 13 (2001) 年 3 月 24 日	広島県芸予地震	6.7	2 [288]
平成 15 (2003) 年 9 月 26 日	十勝沖地震	8.0	1 [849]
平成 16 (2004) 年 10 月 23 日	新潟県中越地震	6.8	67 [4,805]
平成 17 (2005) 年 3 月 20 日	福岡県西方沖地震	7.0	1 [1,087]
平成 19 (2007) 年 3 月 25 日	能登半島地震	6.9	1 [356]
平成 19 (2007) 年 7 月 16 日	新潟県中越沖地震	6.8	15 [2,346]
平成 20 (2008) 年 6 月 14 日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17/6 [426]
平成 23 (2011) 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	9.0 ^{*1}	19,225/2,614 [6,219] ^{*2}
平成 23 (2011) 年 4 月 7 日	宮城県沖	7.2	4 [296]
平成 26 (2014) 年 11 月 22 日	長野県北部	6.7	0 [46]
平成 28 (2016) 年 4 月 14 日	熊本地震	7.3	88 [2,173]
平成 28 (2016) 年 10 月 21 日	鳥取県中部地震	6.6	0 [23] ^{*3}

^{*1} 地震の規模 (マグニチュード)、ただし、平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード

^{*2} 人的被害及び物的被害については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」の余震による被害 および 3 月 11 日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む。

^{*3} 平成 28 年 (2016 年) 鳥取県中部地震は平成 29 年 1 月 4 日時点。

出典：気象庁HP被害地震資料

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

1 - 2 県内に被害をもたらした主な地震

島根県で発生又は影響を及ぼした主な地震は、表 2-2 のとおりである。

歴史的には県内全域で大規模地震が発生しており、全国と同様に、島根県内においても、大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況であると認識する必要がある。

表 2-2 島根県被害地震

発生年月日	名称 (震央地名)	地震の規模 (マグニチュード)	被害状況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026年6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872年3月14日	石見浜田地震	7.1	死者804人、負傷者702人
1914年5月23日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943年9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
2001年3月24日	芸予地震	6.7	文教施設9棟、社会福祉施設3棟等で被害

出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成26年3月）

2. 想定される地震の規模及び被害の状況

島根県では地震・津波に対する防災対策を計画するため、大きな被害が予想される地震に対して科学的・客観的手法により被害を想定する「地震被害想定調査」を平成22年11月から平成24年6月にかけて実施している。

その結果を「島根県地域防災計画（震災編）平成26年3月」に記載しており、その内容を一部抜粋する。

2 - 1 地域防災計画（震災編）による被害想定

(1) 想定される地震の規模と震度

■ 想定条件

地震の想定は、島根県への影響や地域性を考慮して、下表の9つの地震を選定している。

表 2-3 想定地震一覧

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	太田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震 【参考】佐渡島北方沖の地震 (M8.01)	7.85 及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜及び南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○		

※ ○：想定対象、—：想定対象外

なお、「【参考】佐渡島北方沖の地震 (M8.01) 及び「隠岐北西沖」の地震については、津波浸水想定区域の調査のみ行っている。

県内で揺れを発生させる7つの想定地震（陸域5地震、海域2地震）に対する地震動の予測結果を以下に示す。

図 2-1 地震動の想定を対象とした地震の断層位置

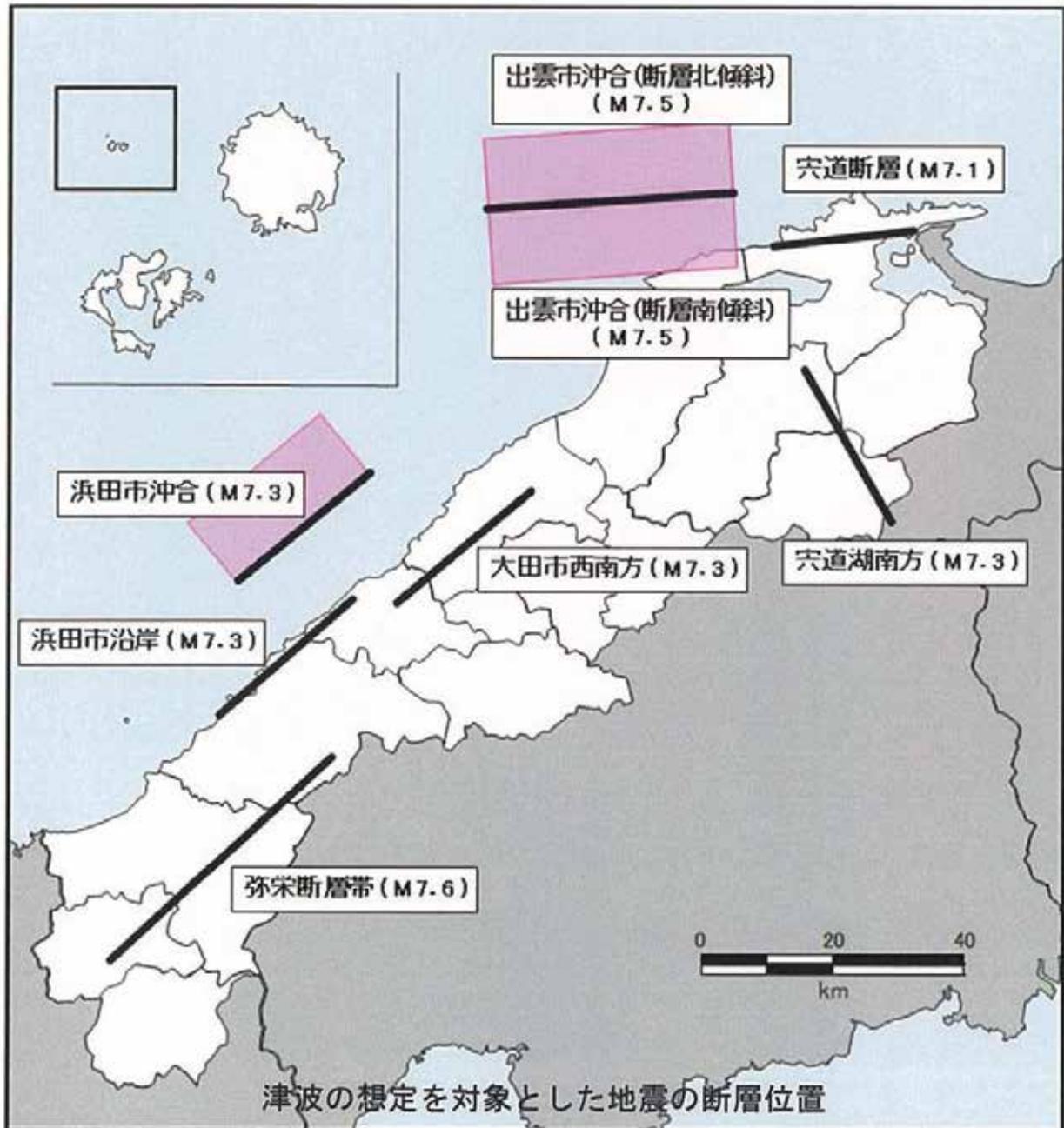
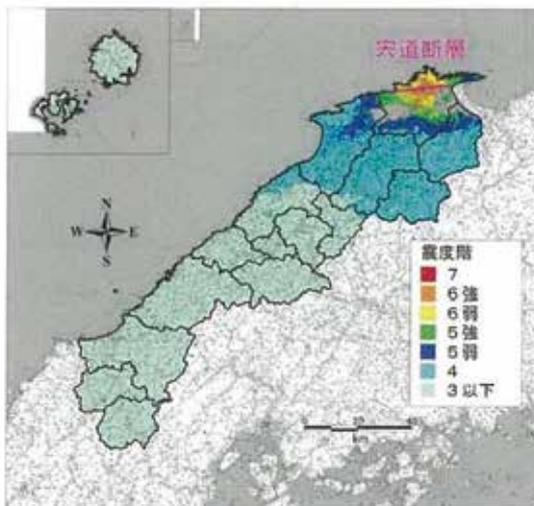
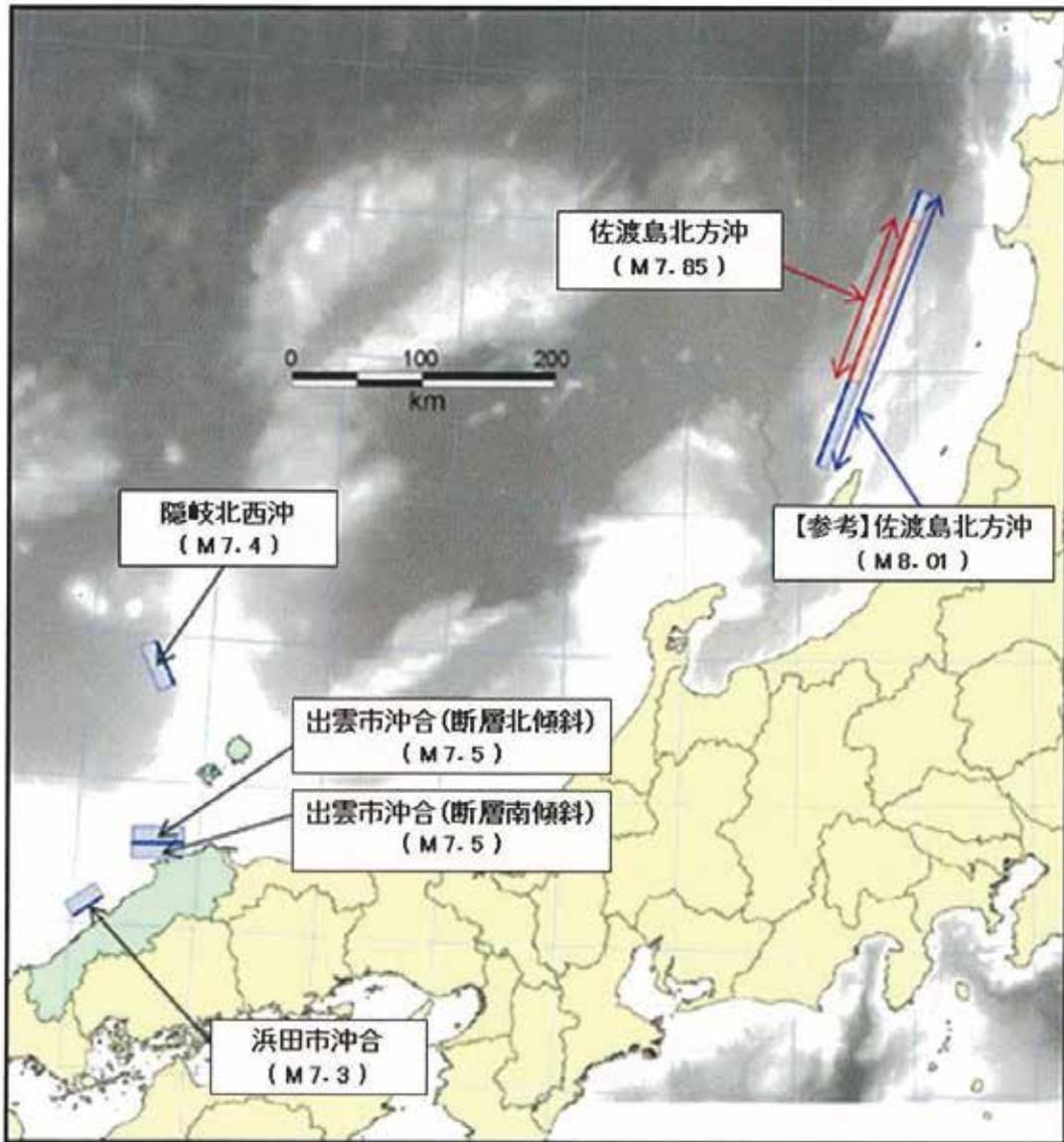
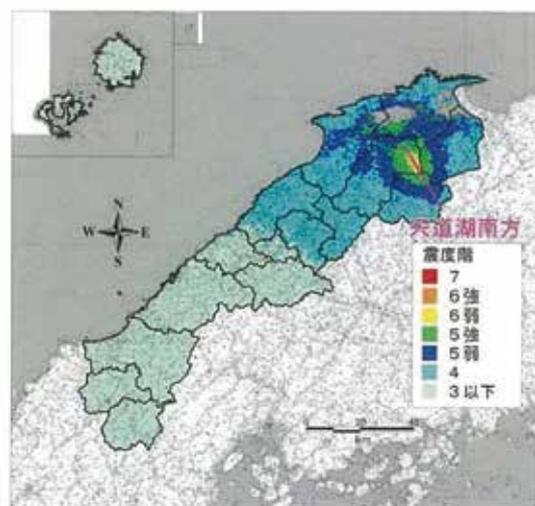


図 2-2 各地震における震度分布

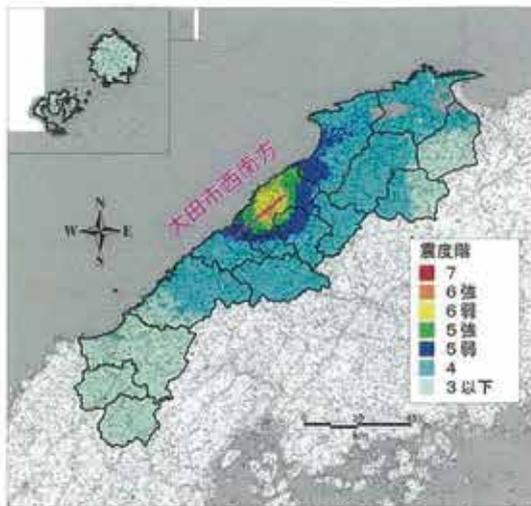


出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」
尖道断層 (M 7.1)



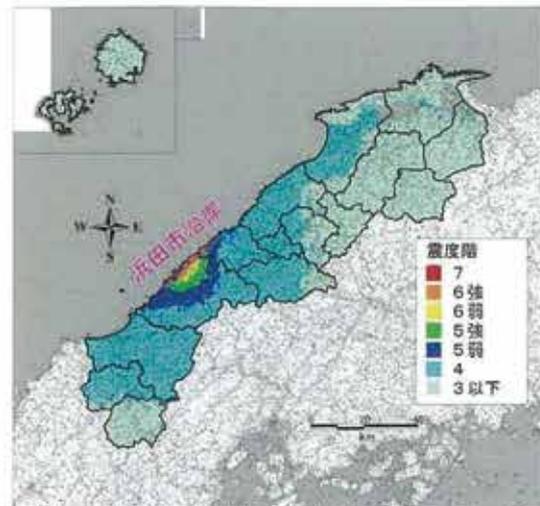
出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」
尖道湖南方 (M 7.3)

図 2-3 各地震における震度分布



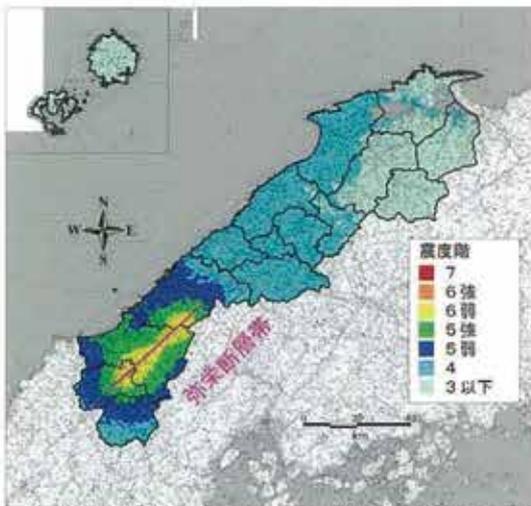
出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

大田市西南方 (M7.3)



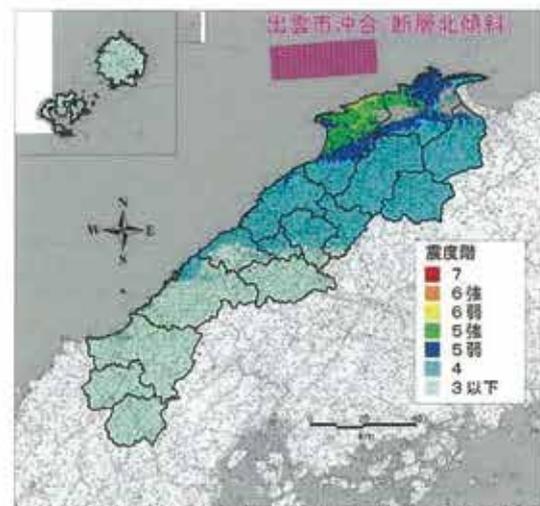
出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

浜田市沿岸 (M7.3)



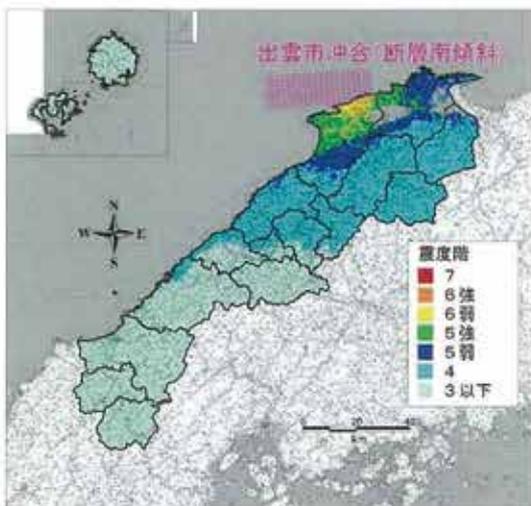
出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

弥栄断層帯 (M7.6)



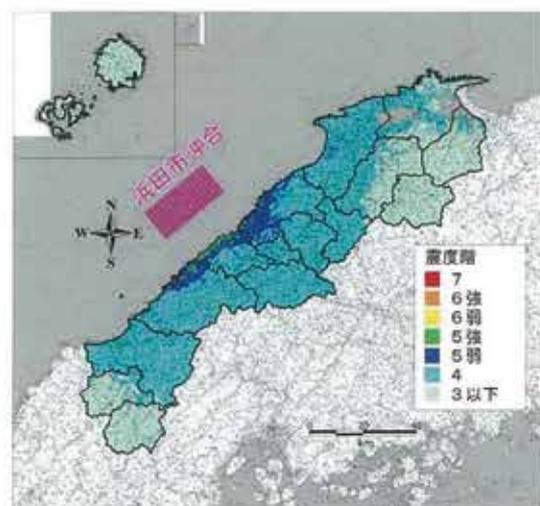
出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

出雲市沖合(断層北傾斜) (M7.5)



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

出雲市沖合(断層南傾斜) (M7.5)



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

浜田市沖合 (M7.3)

(2) 被害の想定

表 2-4 被害想定結果一覧表(陸域の地震(冬5時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			中央断層	中央湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地(箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363	
	半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616	
地震火災	出火	出火件数(件)	3	-	0	1	0
	延焼	焼失棟数(棟)	554	-	1	1,090	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	71	1	3	21	1
		負傷者数(人)	913	47	125	326	53
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	18	3	9	30	13
		負傷者数(人)	335	66	165	575	253
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	3	1	0	1	0
		負傷者数(人)	39	10	6	10	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	0	0	0	0
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	10	-	0	16	0
負傷者数(人)		34	-	0	55	0	
被害合計	死者数(人)	102	5	12	68	14	
	負傷者数(人)	1,322	123	296	966	310	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

(出典:島根県地域防災計画(震災編) 平成26年3月)

表 2-5 被害想定結果一覧表(海域の地震(冬5時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19	
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15	
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-	
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6	
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266	
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56	
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126	
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50	
		半壊数(棟)		247	425	117	
	津波による建物 被害	全壊数(棟)		174	31	2	5
		半壊数(棟)		587	349	66	31
被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117		
		半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540	
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	0	1	-	
	延焼	焼失棟数(棟)		1	2	-	
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	10	0	
		負傷者数(人)		211	321	17	
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		7	12	3	
		負傷者数(人)		136	235	64	
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		2	2	0	
		負傷者数(人)		24	28	3	
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		0	0	0	
		負傷者数(人)		0	1	0	
	津波による死者	死者数(人)		0	139	20	24
	火災による死傷者	死者数(人)		想定なし	0	0	-
負傷者数(人)		0	0		-		
被害合計	死者数(人)	0	152	44	27		
		負傷者数(人)	0	371	585	84	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654	
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495	
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52	
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97	
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-	
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18	
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-	
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21	
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372	
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739	
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182			
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941	
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32	
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13	
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417	
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-	
孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-		
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156	
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331	

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

表 2-6 被害想定結果一覧表(陸域の地震(秋 12 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地(箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,151	28	210	718	63
		半壊数(棟)	8,446	857	2,419	3,451	915
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
被害合計	全壊数(棟)	2,874	702	550	1,220	351	
	半壊数(棟)	10,200	2,616	3,288	4,617	1,579	
地震火災	出火	出火件数(件)	10	0	1	4	0
	延焼	焼失棟数(棟)	929	0	3	1,134	1
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	49	1	3	14	1
		負傷者数(人)	708	49	92	232	44
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	7	1	4	13	6
		負傷者数(人)	132	25	70	255	116
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	1	0	0	0	0
		負傷者数(人)	35	10	5	13	5
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	37	0	0	18	0
負傷者数(人)		126	0	1	63	0	
被害合計	死者数(人)	96	2	7	45	7	
	負傷者数(人)	1,025	90	172	569	167	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-	
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

表 2-7 被害想定結果一覧表(海域の地震(秋 12 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19	
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15	
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-	
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	231	541	5	
		半壊数(棟)		3,836	6,140	263	
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56	
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126	
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50	
		半壊数(棟)		247	425	117	
	津波による建物 被害	全壊数(棟)		174	31	2	5
		半壊数(棟)		587	349	66	31
被害合計	全壊数(棟)	174	1,127	1,530	116		
		半壊数(棟)	587	6,445	8,762	537	
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	1	3	-	
	延焼	焼失棟数(棟)		2	9	-	
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	7	0	
		負傷者数(人)		167	220	16	
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		3	5	2	
		負傷者数(人)		55	98	29	
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0	
		負傷者数(人)		14	16	1	
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	1	0	
		負傷者数(人)		24	31	4	
	津波による死者	死者数(人)		0	103	12	17
	火災による死傷者	死者数(人)		想定なし	0	0	-
負傷者数(人)		0	2		-		
被害合計	死者数(人)	0	112	26	19		
		負傷者数(人)	0	260	367	50	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654	
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495	
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52	
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97	
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-	
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18	
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-	
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21	
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372	
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739	
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182			
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941	
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32	
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13	
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417	
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-	
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-	
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156	
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331	

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

表 2-8 被害想定結果一覧表(陸域の地震(冬 18 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地(箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363	
	半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616	
地震火災	出火	出火件数(件)	29	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数(棟)	1,653	0	13	1,490	3
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	261	46
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
負傷者数(人)		200	0	2	175	1	
被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9	
	負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
		疎開者数(人)(1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

(出典: 島根県地域防災計画(震災編) 平成 26 年3月)

表 2-9 被害想定結果一覧表(海域の地震(冬 18 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19	
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15	
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-	
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6	
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266	
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56	
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126	
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50	
		半壊数(棟)		247	425	117	
	津波による建物 被害	全壊数(棟)		174	31	2	5
		半壊数(棟)		587	349	66	31
被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117		
	半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540		
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	4	9	0	
	延焼	焼失棟数(棟)		10	29	0	
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	8	0	
		負傷者数(人)		177	248	16	
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		4	7	2	
		負傷者数(人)		78	136	39	
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0	
		負傷者数(人)		14	16	1	
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	2	0	
		負傷者数(人)		30	39	5	
	津波による死者	死者数(人)		0	116	15	19
	火災による死傷者	死者数(人)		想定なし	0	1	0
負傷者数(人)		2	5		0		
被害合計	死者数(人)	0	126	34	21		
	負傷者数(人)	0	301	444	61		
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654	
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495	
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52	
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97	
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-	
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18	
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-	
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21	
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372	
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739	
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182			
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941	
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32	
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13	
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417	
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-	
経済被害	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-	
	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156	
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331	

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

(3) 被害の傾向

島根県でマグニチュード7.0程度の地震が発生した場合、以下のような被害の傾向にある。

- 大規模な被害が想定されており、特に地盤特性と人口規模との関係で、東部での人的・物的被害が大きい。また、西部では沿岸の市域での被害が大きくなっている。
- 多くの木造建築物が大きな被害を受け、冬期発生では、火災による焼失数も増加する。
- 冬期発生では、多数の死傷者、り災世帯及び避難者が想定され、東部、特に松江市では大規模な被害となっている。
- がけ崩壊等の危険度の高い箇所が多数分布しており、山間地域やがけ地付近では土砂災害による家屋被害が予想される。

2 - 2 地震防災マップによるゆれやすさ等の想定

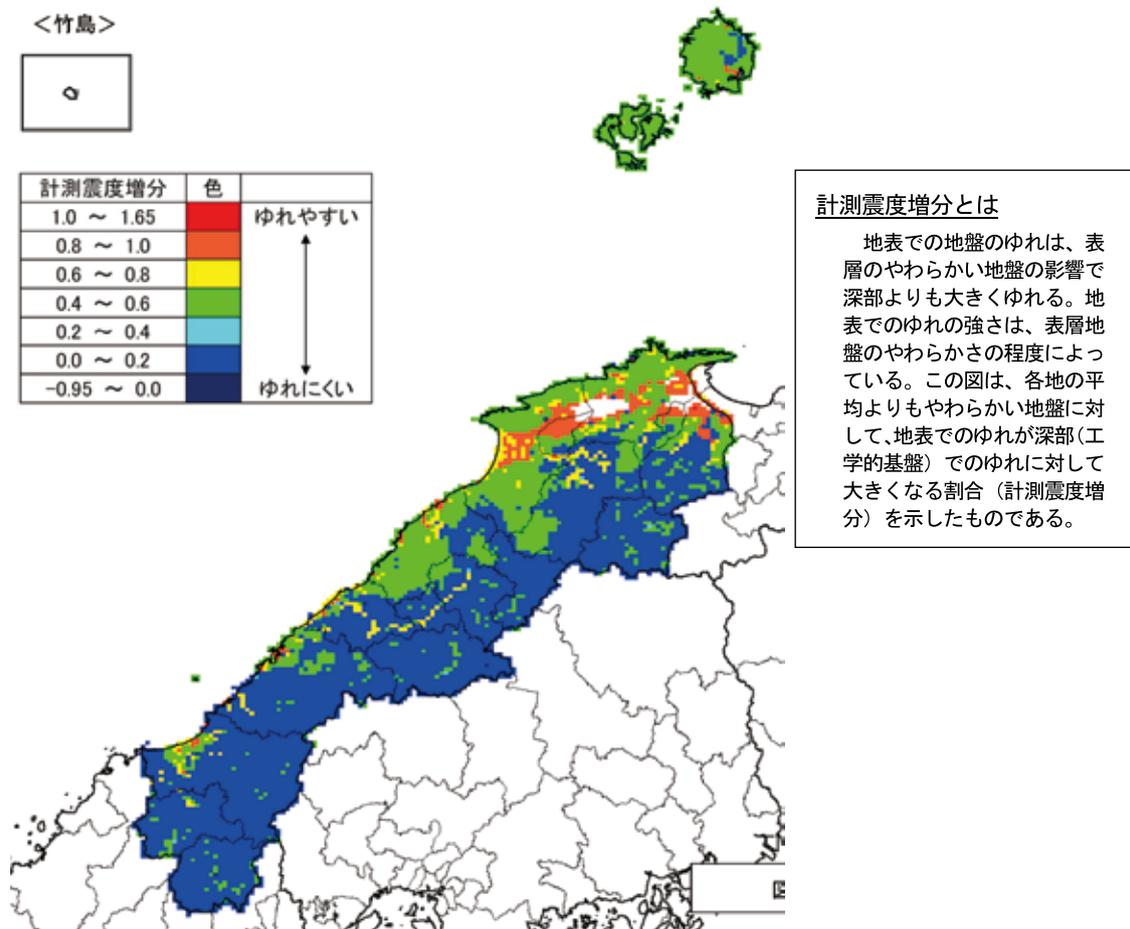
(1) 島根県全域のゆれやすさマップ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。

一般には、地震の規模が大きい（震源特性）ほど、また、震源から近い（伝播特性）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、地震の規模や震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

1 km メッシュで表層地盤のゆれやすさを推定した「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」が内閣府により作成されており、島根県について図2-4に示す。

図2-4 表層地盤のゆれやすさ（島根県）

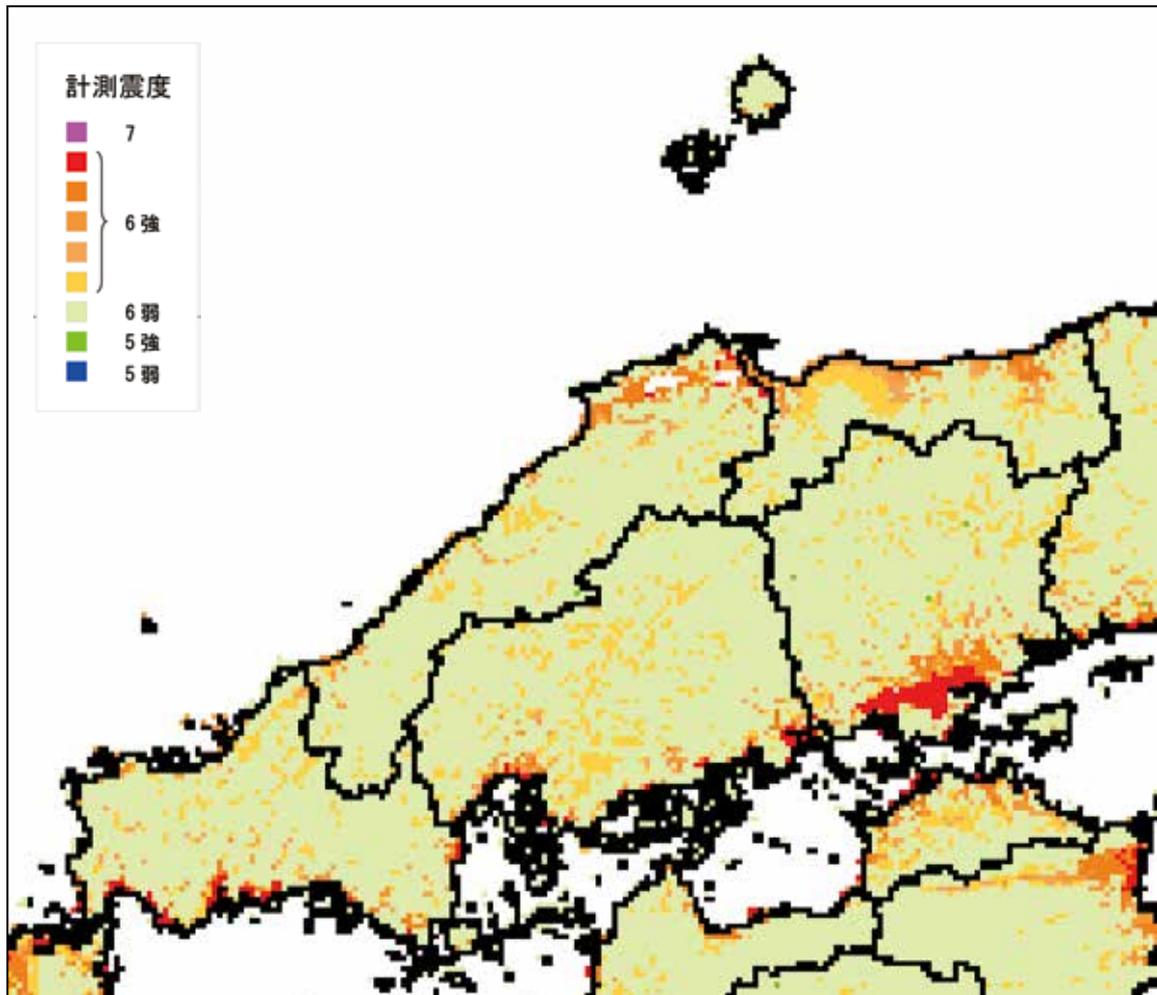


出典：内閣府HP「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

一律にM6.9の震源（震源上端深さ＝4km）を想定した場合の計測震度は、図2-5に示すとおりであり、宍道湖周辺、日本海沿岸の一部で「6強」、その他は概ね「6弱」になると想定されている。

平成8年に実施された島根県地震被害想定調査では、「松江南方の地震」「大田市西南方の地震」「浜田市沖合の地震」「津和野町付近の地震」が想定されている。これらの想定地震のうち、「松江南方の地震」は、やわらかく・ゆれやすい地盤であると推定された宍道湖周辺の低地部に近いところが震源となるので大きな震度の範囲が広がると考えられる。

図2-5 一律にM6.9の震源を想定した場合の震度分布



出典：内閣府HP「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

(2) 市街地におけるゆれやすさマップ（松江市中心部のケーススタディ）

松江市中心部のゆれやすさマップを前回の促進計画策定において、県がモデル的に作成した。

ゆれやすさマップの作成方法は、平成17年3月に内閣府から提示された「地震防災マップ作成技術資料」（以下「技術資料」という。）に従うこととし、その結果は、地理情報システム（GIS）上で数値地図25000（地図画像）と重ね合わせて表示する。

ゆれやすさマップは、地域のゆれやすさを地盤のかたさと、そこで受ける地震の強さの両面から評価し、ゆれの強さ（計測震度）で表している。

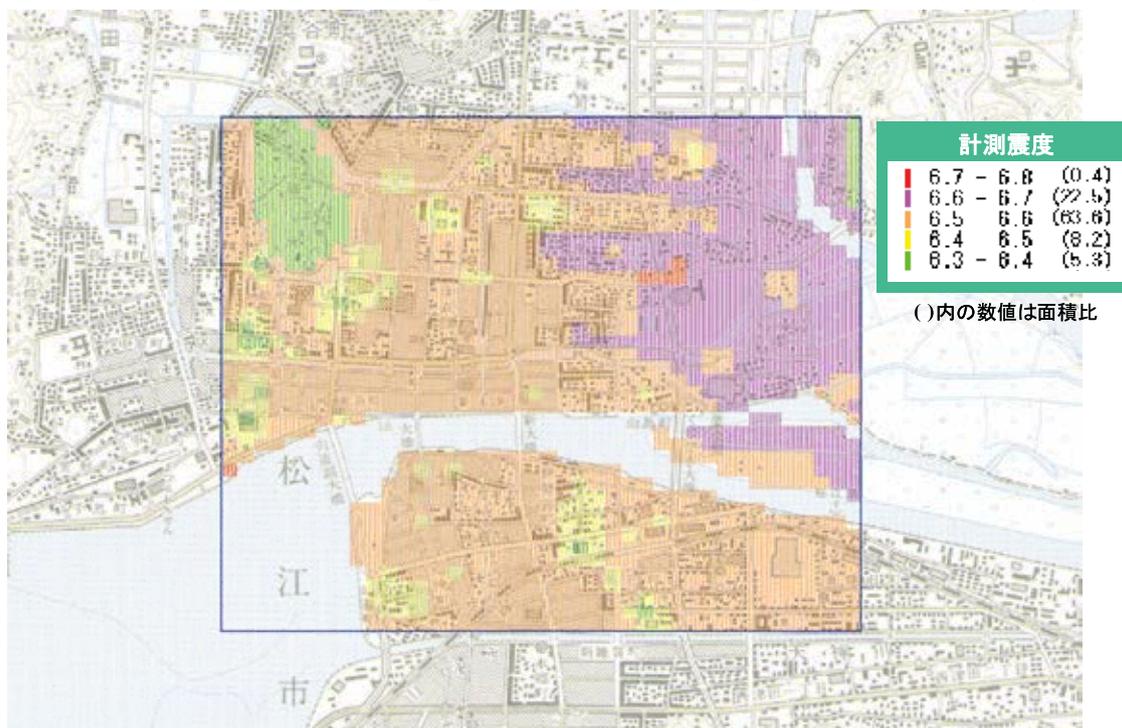
震源は、技術資料で示されている「全国どこでも起こりうる直下の地震」を設定した。

また、メッシュの大きさは技術資料に基づき50mとし、松江市中心部を中心として東西2km×南北2kmの範囲とした。

シミュレーションの結果、全域にわたって計測震度「6」以上であり、特に大橋川や朝酌川に近い地域では「6強」と非常に大きなゆれが起きる結果となった。

図2-6 ゆれやすさマップ（全国どこでも起こりうる直下の地震）

松江市中心部のケーススタディ：一定の条件の元、県で作成



なお、一般的に、ゆれ（計測震度）が大きくかつ建築物の耐震性が低い地域では建築物の倒壊等の可能性が高くなることから、ゆれやすさマップに建築物の年代及び構造による倒壊率を重ね合わせると危険度（資料編参照）を作成することができる。

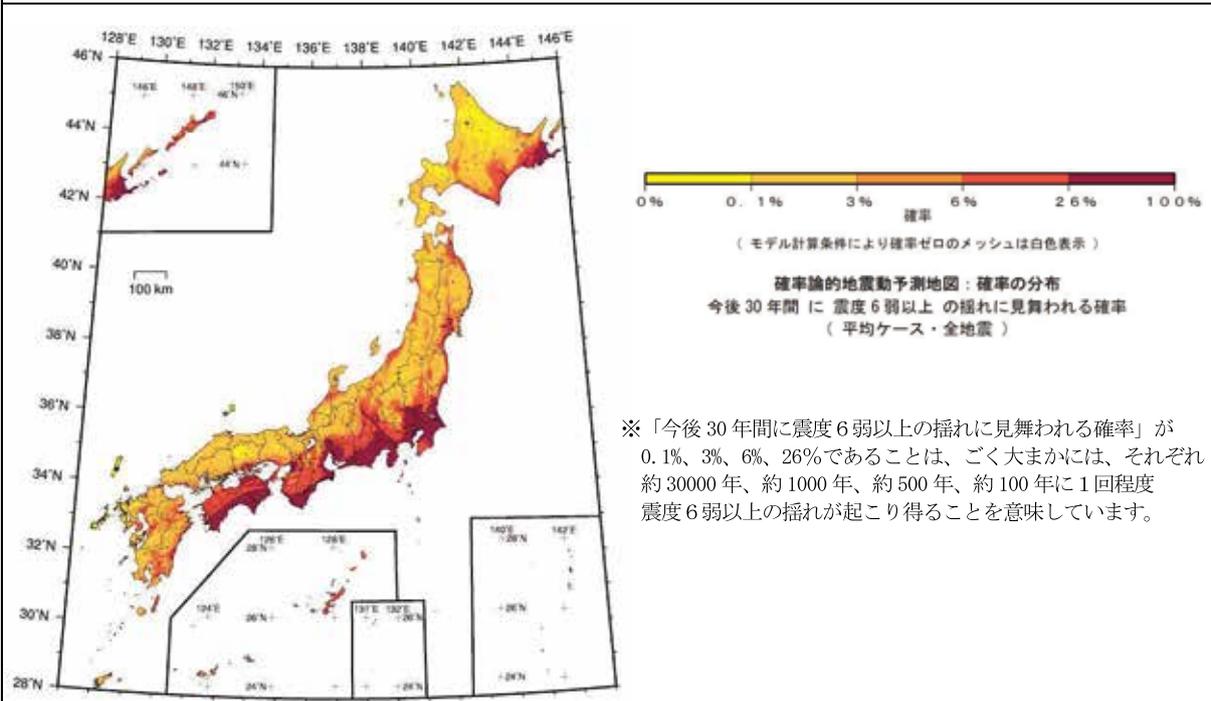
松江市内で大きなゆれが発生する可能性のある地域のうち、耐震性の低い老朽住宅が密集する地域においては、避難路の閉塞や出火による火災の延焼等により被害が拡大する恐れが考えられることから注意する必要がある。

【参考：地震ハザードステーション】

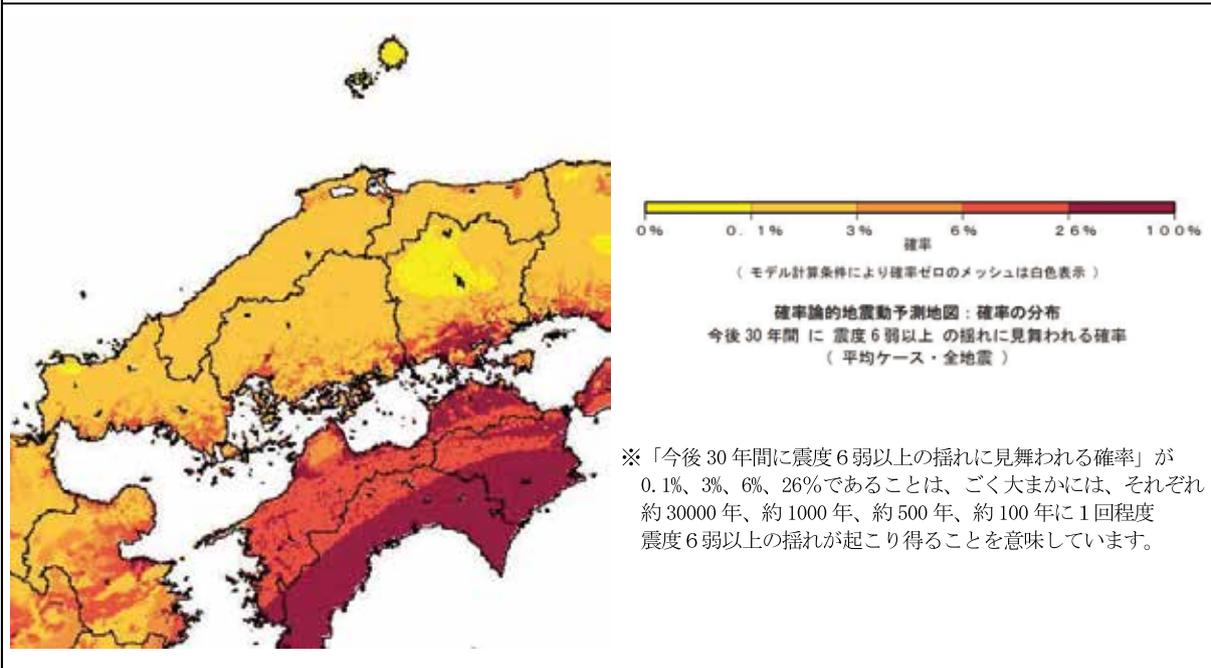
地震時のゆれを予測した地図は、「ゆれやすさマップ」以外にもインターネット等で公開されている。その一例として、インターネットで調べることができる「全国を概観した地震動予測図（地震ハザードステーション）」を以下に示す。

想定している地震が違えば、同じ場所でもゆれの大きさが変わってくるため、このような図を見る場合には、想定条件を踏まえて見る必要がある。

地震動予測図（全国）



地震動予測図（中国・四国地方拡大）



注記) 条件設定の詳細については、「地震ハザードステーション」HPを参照。http://www.j-shis.bosai.go.jp/

3. 建築物の耐震化の現状等

3 - 1 住宅

(1) 住宅ストックの状況

① 建築の時期別住宅数

建築の時期別の住宅割合は、昭和35年以前が15.0% (38,800戸)、昭和36年～45年が8.2% (21,200戸) 及び昭和46年～55年が16.8% (43,500戸) であり、新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅の割合が40.0% (103,500戸) と、全国の27.2%に比べ高くなっている。

中でも、築後55年以上経過した昭和35年以前の住宅の割合は、全国の4.9%に対し、15.0%と特に高くなっている。また、木造住宅のみに着目すると、昭和55年以前の住宅割合は53.3%で、住宅総数の40.0%よりも13.3ポイント高くなっている。

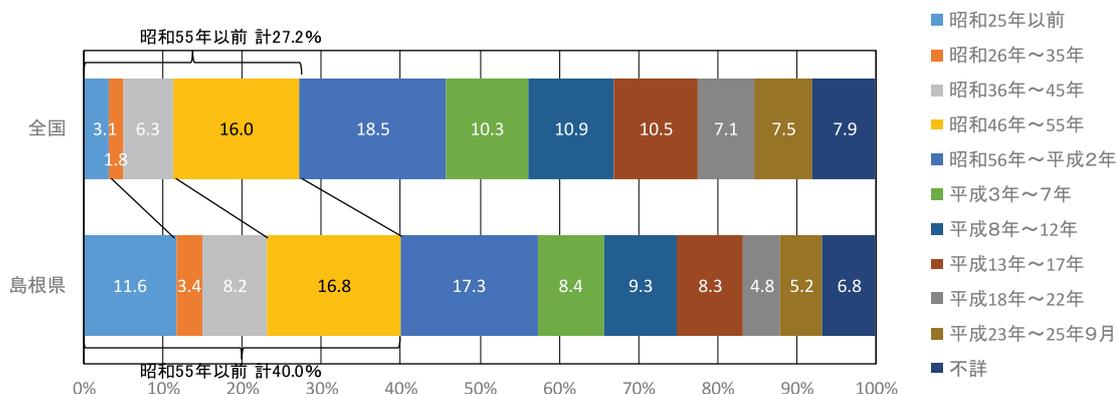
表 2-10 建築の時期別住宅数 (全国、島根県)

建築時期	全国		島根県	
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合
昭和25年以前	1,639,900	3.1%	29,900	11.6%
昭和26年～35年	925,000	1.8%	8,900	3.4%
昭和36年～45年	3,294,200	6.3%	21,200	8.2%
昭和46年～55年	8,331,600	16.0%	43,500	16.8%
昭和56年～平成2年	9,662,700	18.5%	44,700	17.3%
平成3年～7年	5,391,700	10.3%	21,700	8.4%
平成8年～12年	5,661,800	10.9%	23,900	9.3%
平成13年～17年	5,479,600	10.5%	21,400	8.3%
平成18年～22年	5,470,700	10.5%	18,900	7.3%
平成23年以降	2,132,200	4.1%	6,800	2.6%
不詳	4,112,800	7.9%	17,500	6.8%
住宅総数	52,102,200	100.0%	258,300	100.0%

注) 住宅総数と合計は一致しない場合がある

(資料: 平成25年住宅・土地統計調査)

図 2-7 建築の時期別の住宅の割合 (全国、島根県)



(資料: 平成25年住宅・土地統計調査)

②構造別

構造別では「木造」が59.7%で最も多く、次いで「防火木造」20.0%、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」の15.0%となっている。また、「木造」と「防火木造」を合わせた割合は79.7%となっている。

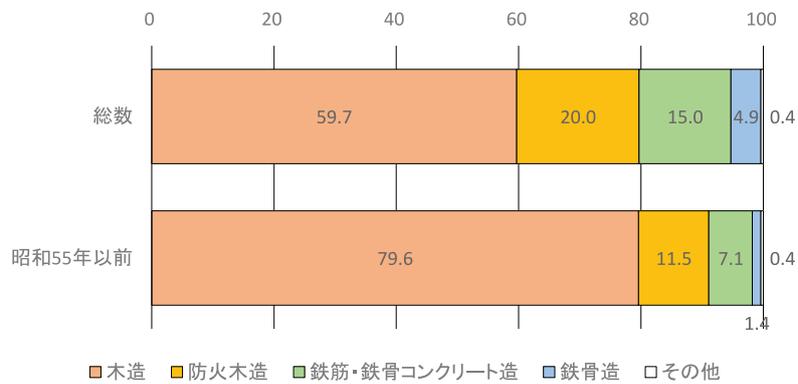
昭和55年以前の住宅でみると、さらに「木造」の割合が高く79.6%となっている。特に建築時期が昭和35年以前では、約95%を占めている。

※用語説明（住宅・土地統計調査より）

① 鉄筋・鉄骨コンクリート造 : 建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの

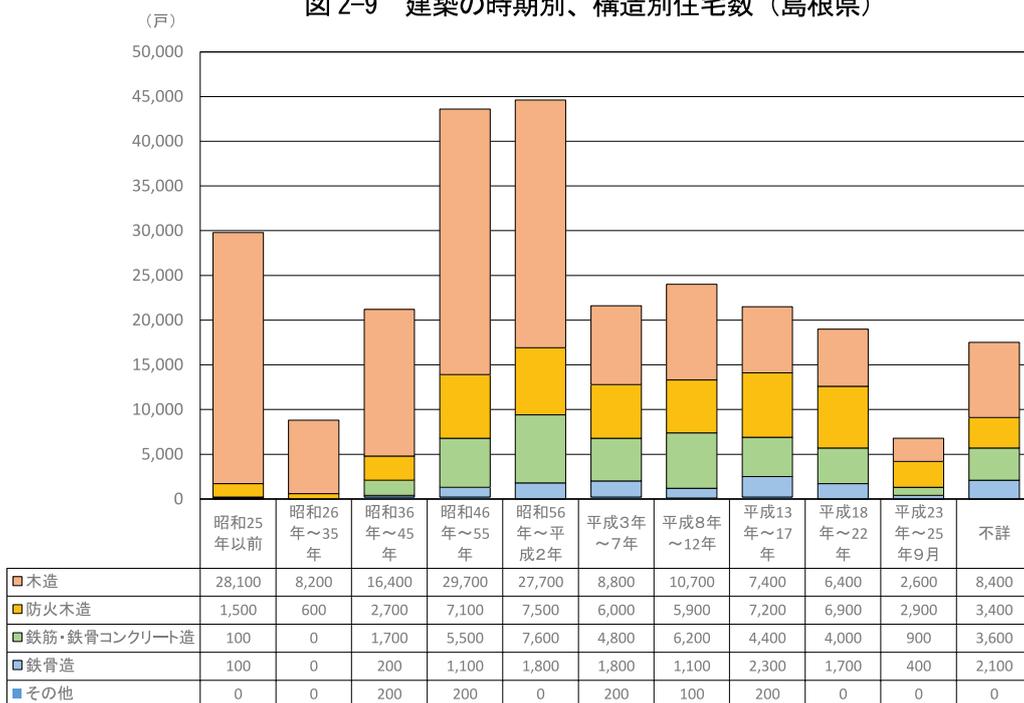
② 防火木造 : 柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの

図 2-8 建築の時期別、構造別住宅数（島根県）



(資料:平成 25 年住宅・土地統計調査)

図 2-9 建築の時期別、構造別住宅数（島根県）



(資料:平成 25 年住宅・土地統計調査)

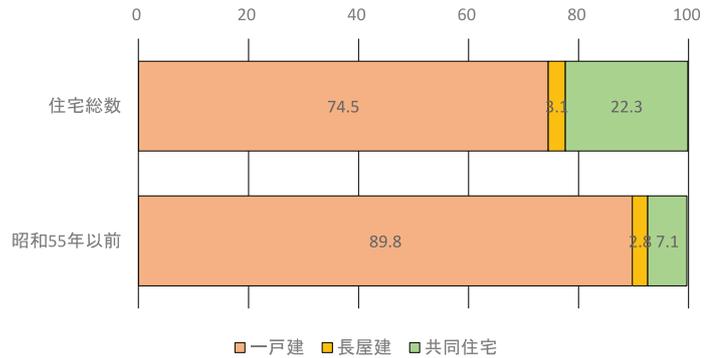
③建て方別

住宅の建て方別では、「一戸建」が74.5%で最も多く、次いで「共同住宅」の22.3%となっている、この二つで全体の96.8%を占めている。

昭和55年以前の住宅は、さらに「一戸建」の割合が高く89.8%となっている。建築時期が昭和35年以前では、ほとんどが「一戸建」となっている。

図 2-10 住宅の建て方別住宅割合（島根県）

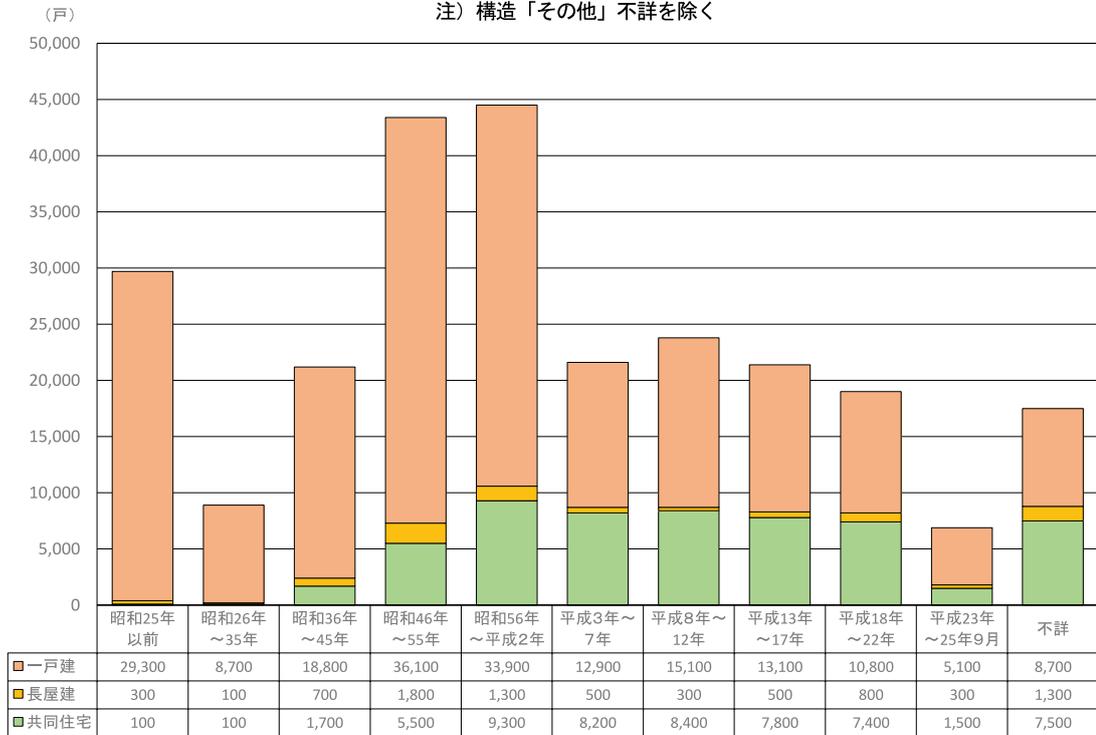
注) 構造「その他」不詳を除く



(資料:平成 25 年住宅・土地統計調査)

図 2-11 建築時期別、建て方別住宅数（島根県）

注) 構造「その他」不詳を除く

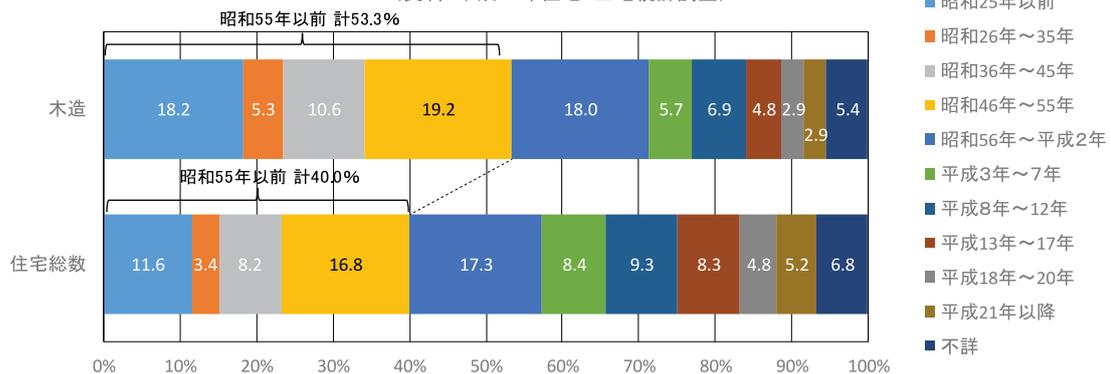


(資料:平成 25 年住宅・土地統計調査)

図 2-12 建築時期別住宅数の割合（島根県）

注) 住宅総数・構造別 防火木造は除く。構造「その他」不詳を除く

(資料:平成25年住宅・土地統計調査)



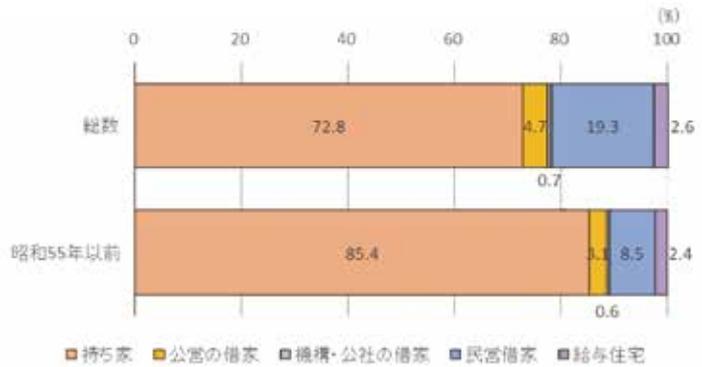
(資料:平成 25 年住宅・土地統計調査)

④所有関係別

住宅の所有関係別では、「持ち家」が72.8%で最も多く、次いで「民間借家」の19.3%となっており、この二つで全体の92.1%を占めている。

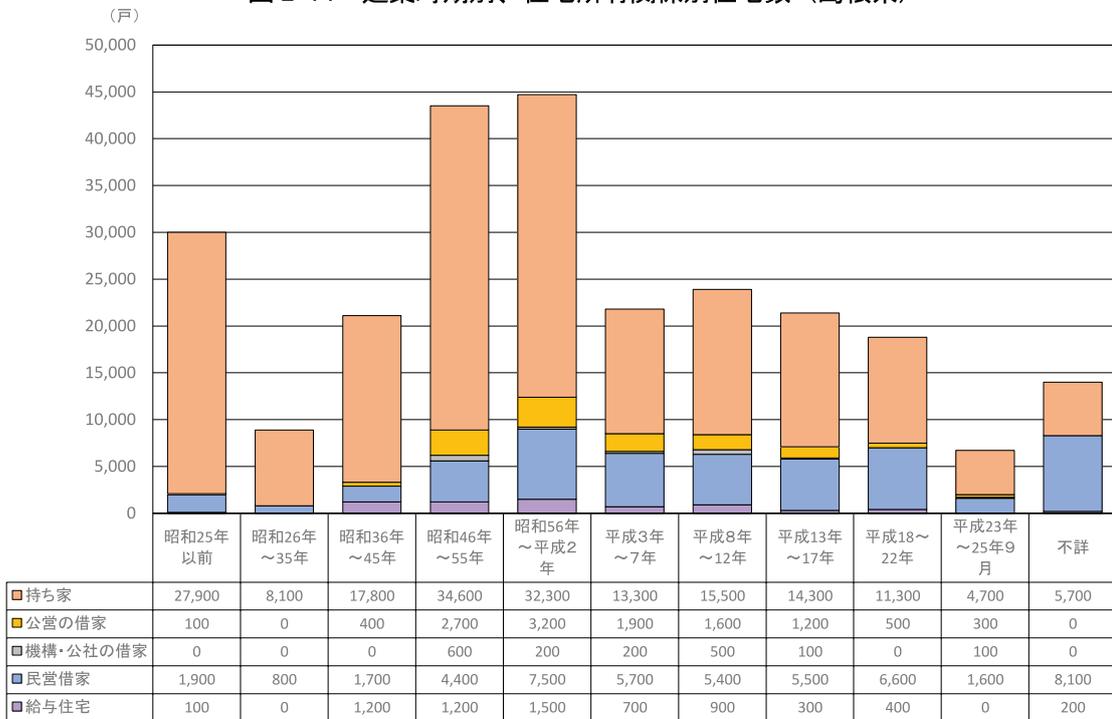
建築時期別でみると、昭和55年以前の住宅は、さらに「持ち家」の割合が高く85.4%となっている。特に、昭和35年以前では、ほとんどが「持ち家」となっている。

図 2-13 建築時期別、住宅所有関係別住宅割合（島根県）



(資料:平成25年住宅・土地統計調査)

図 2-14 建築時期別、住宅所有関係別住宅数（島根県）



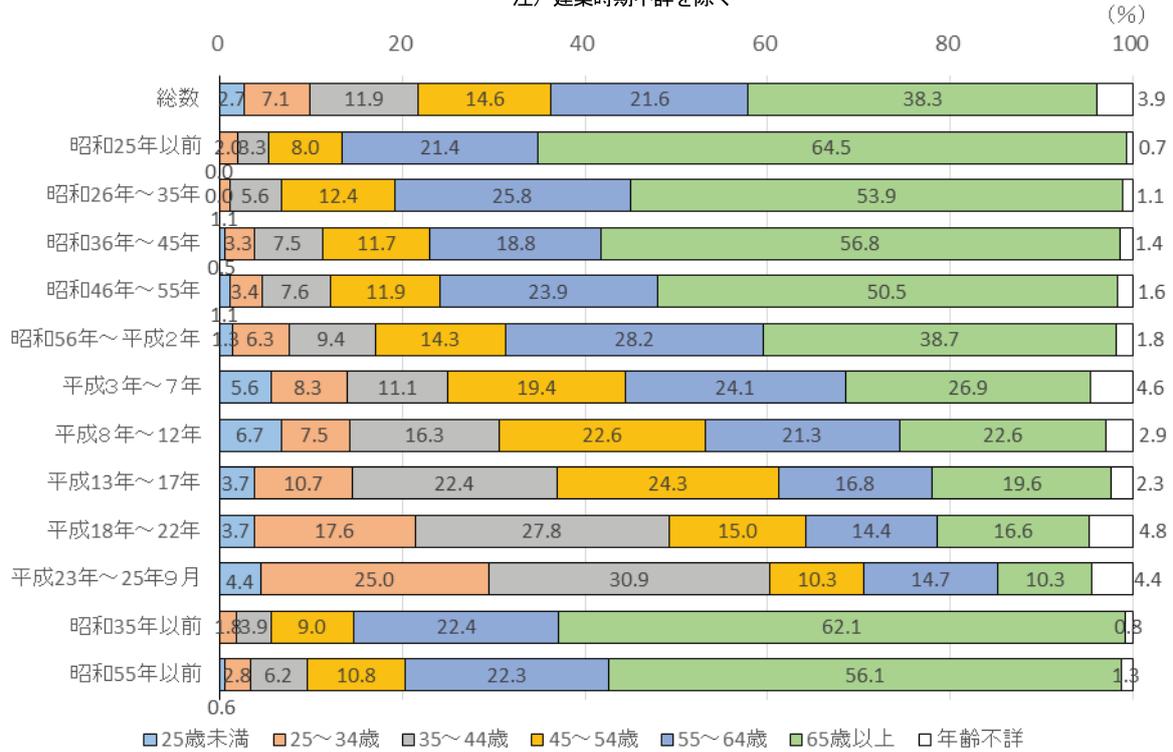
(資料:平成25年住宅・土地統計調査)

⑤家計を支える者の年齢別

住宅の建築時期に家計を支える者の年齢別をみると、建築時期の古い住宅ほど世帯主の年齢が高くなる傾向となっており、昭和35年以前では24,100戸(62.1%)、昭和55年以前では58,200戸(56.1%)を65歳以上の高齢者が占める。

図2-15 建築時期別、家計を主に支える者の年齢別割合（島根県）

注) 建築時期不詳を除く



(資料:平成25年住宅・土地統計調査)

(2) 住宅の接道の状況

「敷地が道路に接していない」が4.3%、「幅員2m未満の道路」が8.5%、「2～4m」が39.3%で、接している道路の幅員が4m未満となっている割合は、52.1%と過半数を超える。

建築時期別にみると、建築時期が古くなるにつれ、道路の幅員が4m未満の住宅割合が増加する傾向となっており、昭和35年以前の住宅では6割以上となっている。

図 2-16 建築時期別、敷地の接道状況別住宅割合
注) 建築時期不詳を除く

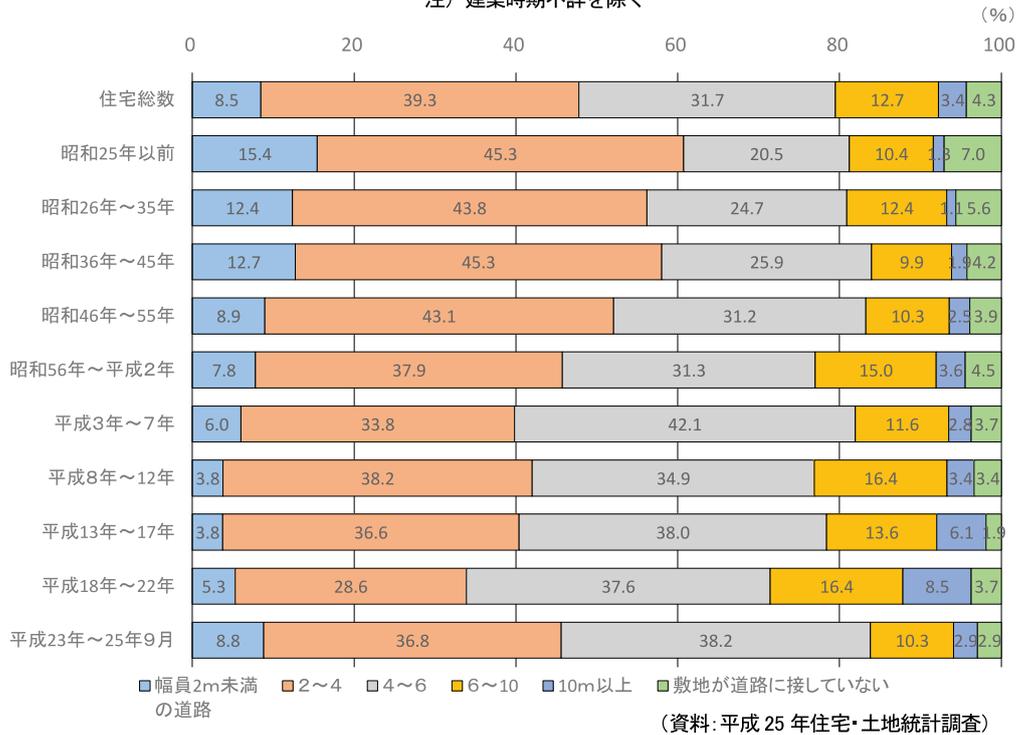
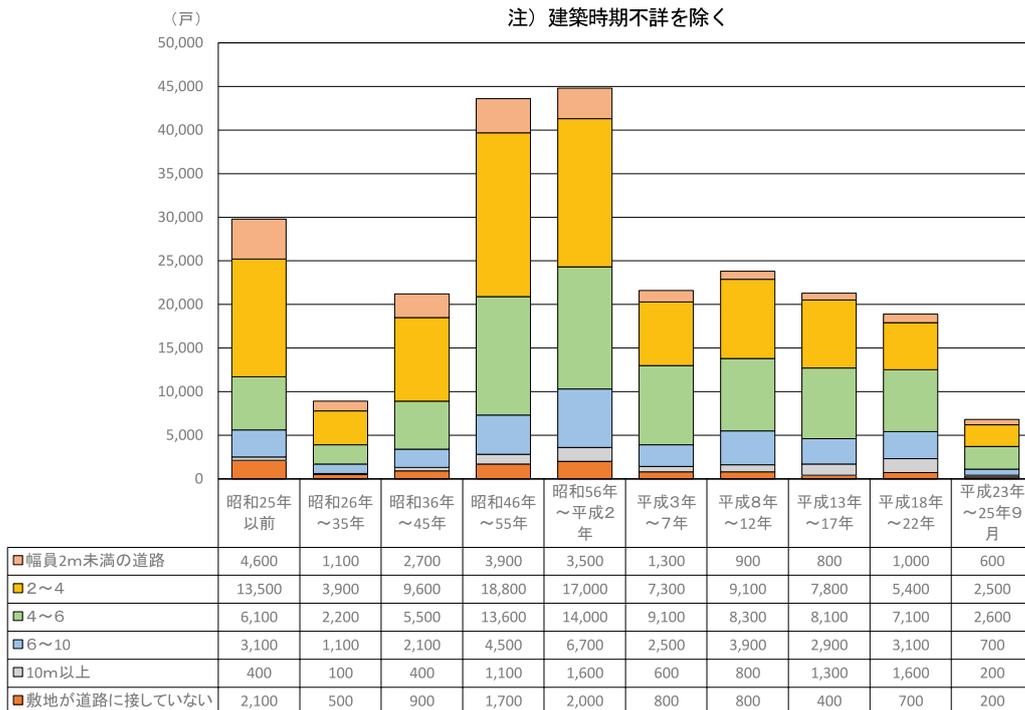


図 2-17 建築時期別の敷地の接道状況別住宅数
注) 建築時期不詳を除く

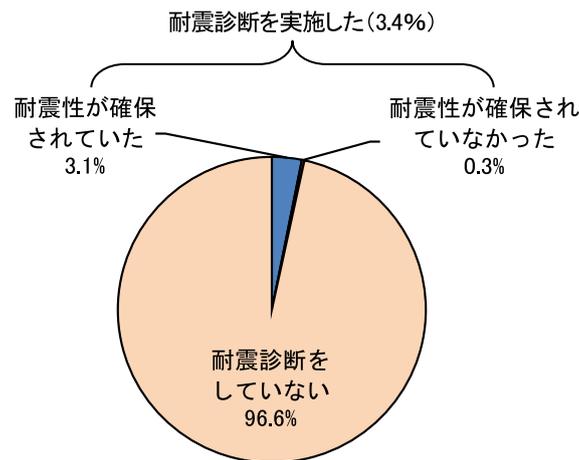


(3) 耐震診断及び耐震改修工事の実施状況

①耐震診断の実施状況

「耐震診断を実施した」は3.4% (6,300戸) に過ぎず、本県は昭和55年以前の建物の割合が全国と比べ高いが、耐震診断の実施率は低い。なお、「耐震診断を実施した」結果、「耐震性が確保されていた」は3.1%、「耐震性が確保されていなかった」は0.3%となっている。

図2-18 平成21年以降における耐震診断の実施の有無(島根県 持家)

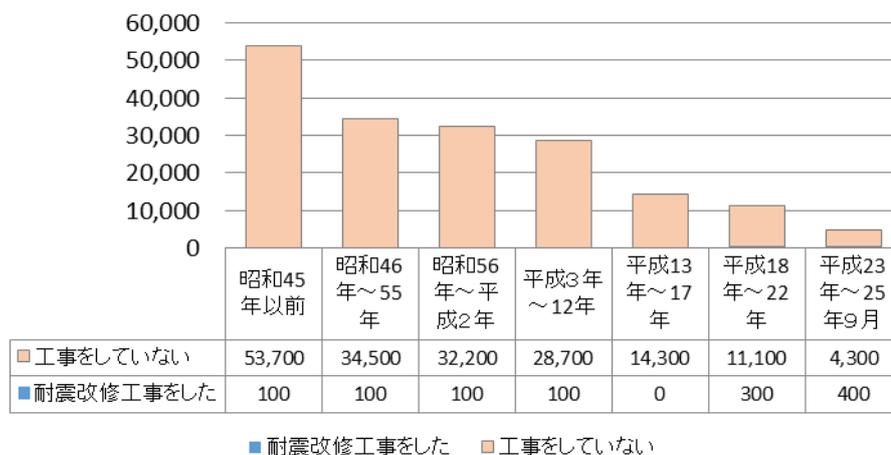


(資料:平成25年住宅・土地統計調査)

②耐震改修工事の実施状況

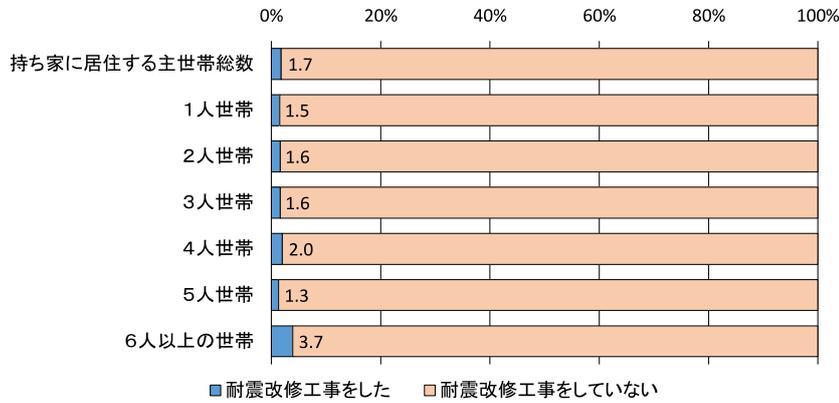
建築時期別の実施状況を見ると、建築時期が昭和56年以前の旧耐震基準が適用されている比較的古い住宅においては、住宅数に比べてほとんど実施されていない。

図2-19 耐震改修工事の実施状況(島根県)



世帯人員別でみると、「6人以上の世帯」での実施の割合がやや高くなっている。

図 2-20 世帯人員別の耐震改修工事の有無（島根県）

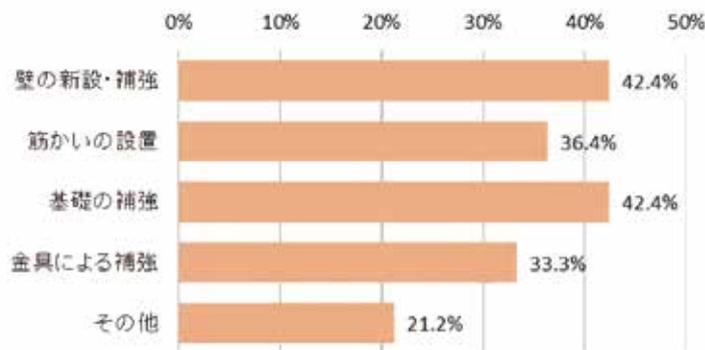


(資料:平成 25 年住宅・土地統計調査)

③耐震改修工事の実施状況

平成 21 年以降に実施した耐震改修工事の内容をみると、「壁の新設・補強」「基礎の補強」がともに 42.4%で最も高く、次いで「筋かいの設置」(36.4%)、「金具による補強」(33.3%)の順となっている。

図 2-21 平成 21 年以降に実施した耐震改修工事の内容（持家）



(資料:平成 25 年住宅・土地統計調査)

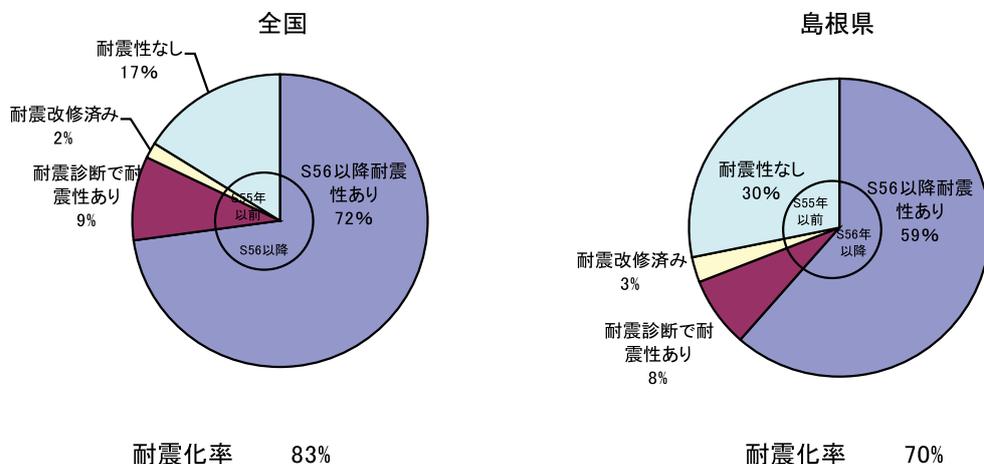
※複数回答であるため、総計が 100%とならない。

(4) 住宅の耐震化の現状

現状の耐震化率は、国の推計方法に準じて算出した。

その結果、耐震化率は約70%となり、全国推計の83%より13ポイント低くなっている。

図 2-22 住宅の耐震化の現状（平成 27 年度末推計）



平成 27 年度末の住宅数（居住世帯あり）の推計にあたっては、昭和 58 年から平成 25 年までの住宅・土地統計調査結果をもとに算出した。

推計の結果、住宅数は、約 262,300 戸で、このうち、新耐震基準施行前の昭和 55 年以前の住宅は、約 105,700 戸（約 40%）で全国推計の 28%より高くなっている。

表 2-11 建て方・構造別住宅の耐震化の現状（平成 27 年度推計）

（単位：戸）

全体	昭和 56 年以降の住宅①	昭和 55 年以前の住宅②		住宅数④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) (平成 27 年度末推計) ⑤/④
		うち耐震性有③				
木造一戸建	96,500	92,800		189,300	114,800	61%
		18,300				
その他	60,100	12,900		73,000	69,900	96%
		9,800				
合計	156,600	105,700		262,300	184,700	70%
		28,100				

資料：平成 25 年住宅・土地統計調査

平成 25 年住宅・土地統計調査によると、平成 21 年から平成 25 年の 5 年間に耐震改修を実施した住宅（持家）の戸数は 1,600 戸となっており、全て木造一戸建てとなっている。

3 - 2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、県内に3,341棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は2,885棟で、耐震化率は約86%となっている。

昭和56年5月以前に建築されたものは1,189棟(約36%)で、そのうち耐震性があるとされる建築物は744棟(約63%)で、耐震化が進んでいない状況である。

また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとの現状の耐震化率を把握したところ、「災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が88%、「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率が74%、「特定多数の者が利用する建築物」が86%となっている。

表 2-12 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (その1)

(単位:棟)

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震診断未実施の建築物数		耐震化率
						耐震改修実施済み	耐震改修実施済み	
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	3,341	2,152	1,189	402	455	342	332	86%
災害時の拠点となる建築物	2,005	1,185	820	271	417	328	132	88%
不特定多数の者が利用する建築物	291	206	85	6	12	2	67	74%
特定多数の者が利用する建築物	1,045	761	284	125	26	12	133	86%

耐震診断実施の建物数=耐震性有り+耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数=昭和56年5月以前の建築物-耐震診断実施の建築物数

表 2-13 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (その2)

(単位:棟)

	昭和56年6月以降の建築物①	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数④		耐震性有建築物数⑤	現状の耐震化率(%) (平成27年度末)⑤/④
			うち耐震性有③	(①+②)		
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	2,152	1,189	744	3,341	2,896	86%
災害時の拠点となる建築物	1,185	820	599	2,005	1,784	88%
不特定多数の者が利用する建築物	206	85	8	291	214	74%
特定多数の者が利用する建築物	761	284	137	1,045	898	86%

表 2-14 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (公共建築物)

(単位:棟)

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震診断未実施の建築物数		耐震化率
						耐震改修実施済み	耐震改修実施済み	
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	2,192	1,267	925	365	412	328	148	88%
災害時の拠点となる建築物	1,679	917	762	257	401	321	104	88%
不特定多数の者が利用する建築物	48	42	6	3	2	1	1	96%
特定多数の者が利用する建築物	465	308	157	105	9	6	43	90%

耐震診断実施の建物数=耐震性有り+耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数=昭和56年5月以前の建築物-耐震診断実施の建築物数

表 2-15 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（県有建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み		耐震診断未実施の建築物数	耐震化率
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）	610	361	249	133	115	113	1	99%	
災害時の拠点となる建築物	353	172	181	69	112	111	0	99%	
不特定多数の者が利用する建築物	18	16	2	1	1	0	0	94%	
特定多数の者が利用する建築物	239	173	66	63	2	2	1	99%	

耐震診断実施の建物数＝耐震性有り＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

表 2-16 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（民間建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み		耐震診断未実施の建築物数	耐震化率
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）	1,149	885	264	37	43	14	184	81%	
災害時の拠点となる建築物	326	268	58	14	16	7	28	88%	
不特定多数の者が利用する建築物	243	164	79	3	10	1	66	69%	
特定多数の者が利用する建築物	580	453	127	20	17	6	90	82%	

耐震診断実施の建物数＝耐震性有り＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

（2）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、県内に192棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は130棟で、耐震化率は約68%である。

耐震改修の対象となる62棟のうち、耐震診断実施済みのものがないため、全ての建築物で耐震性の確認を行う必要がある。建物用途別では、取扱所、屋内貯蔵所、工場が多く、危険物の種類別では、4類（ガソリン、灯油、重油等）が多くなっている。

表 2-17 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

建築物	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物②		建築物数④ （①＋②）	耐震性有建築物数⑤（①＋③）	平成17年度末の耐震化率（%）	平成23年度末の耐震化率（%）	現状の耐震化率（%）（平成27年度末）⑤/④
		うち耐震性有 ③						
危険物の処理場又は処理場の用途に供する特定建築物	114	78	16	192	130	66	66	68

表 2-18 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状
(建物用途別)

(単位:棟)

用途	建築物数								耐震化率%
	昭和56年以前の建築物数					耐震改修実施 の建築物数	耐震診断未 実施の建築物数	耐震改修未 実施の建築物数	
	耐震診断実施の建築物数								
		耐震性あり	耐震性なし						
合計	192	78	16	16	0	0	62	0	68
屋内貯蔵所	52	16	1	1	0	0	15	0	71
取扱所	71	31	0	0	0	0	31	0	56
工場	44	27	14	14	0	0	13	0	70
発電所	15	1	1	1	0	0	0	0	100
火薬庫	10	3	0	0	0	0	3	0	70
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 2-19 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状
(危険物の種類別)

(単位:棟)

用途	建築物数								耐震化率 %
	昭和56年5月以前の建築物数					耐震改修実 施の建築 物数	耐震診断未 実施の建 築物数	耐震改修未 実施の建 築物数	
	耐震診断実施の建築物数								
		耐震性あり	耐震性なし						
合計	192	78	16	16	0	0	62	0	68
火薬類	10	3	0	0	0	0	3	0	70
第1類(塩素酸塩類、硫酸塩類等)	2	0	0	0	0	0	0	0	100
第2類(硫化リン、硫黄等)	2	1	0	0	0	0	1	0	50
第3類(カリウム、ナトリウム等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4類(ガソリン、灯油等)	177	73	16	16	0	0	57	0	68
第5類(有機過酸化物、ニトロ化合物等)	1	1	0	0	0	0	1	0	0

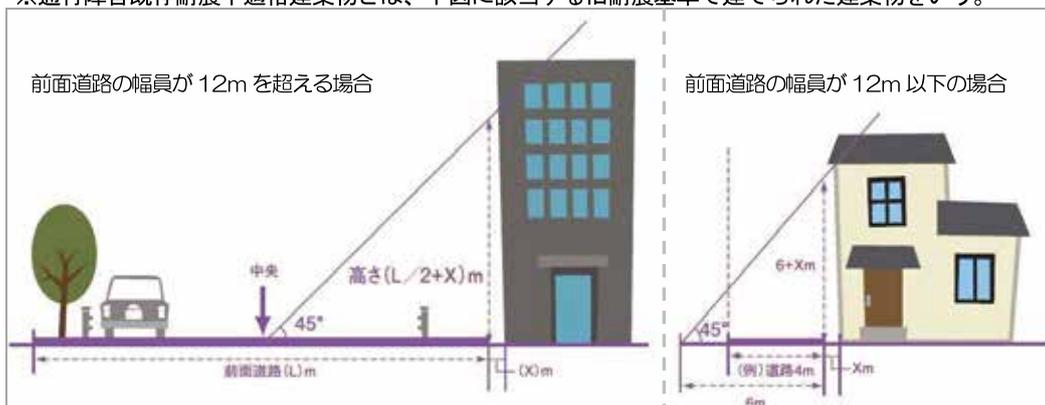
3 - 3 通行を確保すべき道路沿いの建築物

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）」に定められた第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路（総延長：1,942.3 km、283 路線）を閉塞するおそれのある住宅・建築物について調査した。その結果を表 2-20 に示す。

表 2-20 第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物数

道路種別	建築物数（棟）	耐震改修済み（棟）
		第 1 次緊急輸送道路
第 2 次緊急輸送道路	182	10
第 3 次緊急輸送道路	13	0
計	481	27

※通行障害既存耐震不適格建築物とは、下図に該当する旧耐震基準で建てられた建築物をいう。



なお、緊急輸送道路は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 9 年 3 月策定）により次のように定められている。

■ 第 1 次緊急輸送道路

- ・ 島根県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
- ・ 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、および主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第 1 次防災拠点を連絡する路線を設定する。

■ 第 2 次緊急輸送道路

- ・ 県内市町村相互の連携の確保及び第 1 次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。
- ・ 第 1 次緊急輸送道路と第 2 次防災拠点を連絡する路線を設定する。

■ 第 3 次緊急輸送道路

- ・ 第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路と第 3 次防災拠点を連絡する路線を設定する。

表 2-21 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】(平成 25 年 6 月 1 日時点)

(未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	山陰道	33.7	松江玉造IC~出雲IC
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	中国自動車道	22.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	浜田自動車道	36.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	松江自動車道	10.6	宍道JCT~三刀屋木次IC
第1次	高速自動車国道	国土交通省	松江自動車道	24.6	三刀屋木次IC~県境
第1次	一般有料道路	西日本高速道路(株)	山陰道(国道9号 江津道路)	14.5	全線
第1次	一般有料道路	西日本高速道路(株)	山陰道(国道9号 安来道路)	18.6	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 松江道路)	11.0	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 浜田道路)	6.8	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	3.3	高津IC~国道9号交点
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	1.7	久城IC~遠田IC
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号	228.6	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号 出雲バイパス	8.7	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号 江津バイパス	2.9	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道54号	64.5	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道191号	15.0	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道186号	28.4	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道187号	37.5	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道191号	41.9	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道261号	53.9	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道314号	48.5	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道375号	43.1	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	33.1	(一) 矢尾今市線交点~(一) 本庄福富松江線交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号 東林木バイパス	2.5	市道川跡駕線~国道431号
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	21.8	(主) 松江島根線交点~県境
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	48.4	県境~(主) 安来木次線交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	2.7	七期港~国道431号交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	4.2	(町) 中町中条線交点~西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号 松江だんだん道路	5.2	川津IC~国道9号松江道路交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	3.1	国道9号松江道路交点~国道9号経由~国道431号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	2.4	国道431号交点~国道9号交点
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	5.3	(一) 出雲空港線交点~国道431号
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	1.1	(一) 鱒淵寺線交点~河下港 臨港道路(垂水)
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	27.5	国道9号交点~国道54号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線 松江木次線バイパス	1.1	(主) 玉湯吾妻山線交点~(主) 松江木次線現道交点
第1次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	17.1	(主) 松江木次線交点~国道314号交点
第1次	主要地方道	島根県	出雲三刀屋線	15.9	全線
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	19.6	(主) 大田桜江線交点~(主) 川本波多線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田停車場線	0.4	国道9号交点~益田澄川線交点
第1次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	1.5	国道9号交点~(一) 本庄福富松江線交点
第1次	主要地方道	島根県	川本波多線	3.8	(主) 仁摩邑南線交点~国道261号交点
第1次	主要地方道	島根県	隠岐空港線	5.7	全線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	1.5	国道9号交点~(一) 安来インター線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	9.7	(一) 安来インター線交点~国道432号交点
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	2.2	国道54号交点~雲南市役所
第1次	主要地方道	島根県	大田桜江線	8.8	国道375号交点~(主) 仁摩邑南線交点
第1次	主要地方道	島根県	西郷布施線	0.3	国道485号交点~(町) 中町中条線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田澄川線	0.7	(主) 益田停車場線交点~(市) あけぼの有明線交点
第1次	主要地方道	島根県	宍道インター線	3.5	全線
第1次	一般県道	島根県	三次江津線	0.4	国道9号江津バイパス交点~国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	斐川上島線	3.0	斐川IC~国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	木次直江停車場線	2.1	国道9号交点~町道610号交点
第1次	一般県道	島根県	松江しんじ湖温泉停車場線	0.6	(市) 北松江停車場線恵曇線交点~(主) 松江鹿島美保関線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港線	3.9	全線
第1次	一般県道	島根県	浜田リゾート線	2.6	国道9号交点~浜田東IC
第1次	一般県道	島根県	蟠竜湖線	0.1	(一) 石見空港線交点~国道191号交点
第1次	一般県道	島根県	布部安来線	0.6	(一) 安来インター線交点~国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	7.1	(主) 松江鹿島美保関線交点~(市) 八幡大井線交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	3.0	(一) 美保関八束松江線交点~(市) 允ノ下歩線交点
第1次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	0.2	国道9号松江道路側道交点~島根消防学校
第1次	一般県道	島根県	稗原木次線	0.7	(主) 安来木次線~国道314号交点
第1次	一般県道	島根県	湯郷今市線	0.5	国道9号交点~(一) 矢尾今市線交点
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	2.7	全線
第1次	一般県道	島根県	下府江津線	1.4	国道9号交点~江津西IC
第1次	一般県道	島根県	石見空港線	1.2	全線
第1次	一般県道	島根県	江津インター線	0.5	全線
第1次	一般県道	島根県	石見空港飯田線	2.2	全線
第1次	一般県道	島根県	三刀屋木次インター線	1.5	全線
第1次	一般県道	島根県	久城インター線	2.6	国道191号交点~久城IC
第1次	一般県道	島根県	安来インター線	4.0	(主) 安来木次線交点~(一) 布部安来線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港宍道線	1.0	全線
第1次	一般県道	島根県	美保関八束松江線	8.5	境港臨港道路江島幹線交点~本庄福富松江線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.9	国道9号交点~出雲IC

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月)

表 2-22 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】(平成 25 年 6 月 1 日時点)

(未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.1	出雲IC～(一)大社立久恵線
第1次	一般県道	島根県	多伎江南出雲線	6.9	(一)出雲インター線～(市)今市川跡日下線
第1次	一般県道	島根県	多伎インター線	1.1	国道9号交点～多伎IC(仮)
第1次	一般県道	島根県	鱈淵寺線	5.0	(主)斐川一畑大社線交点～(一)十六島直江停車場線交点
第1次	一般県道	島根県	十六島直江停車場線	5.5	(一)鱈淵寺線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	益田吉田線	0.6	国道9号交点～国道191号交点
第1次	松江市政	松江市	北松江停車場恵曇線	0.4	国道431号交点～(一)松江しんじ湖温泉停車場線交点
第1次	松江市政	松江市	允ノ下百歩線	0.4	(一)本庄福富松江線交点～(市)八幡大井線交点
第1次	松江市政	松江市	八幡大井線	0.3	(市)允ノ下百歩線交点～(一)本庄福富松江線交点
第1次	出雲市道	出雲市	斐川610号線	2.4	(一)斐川上島線交点～(一)木次直江停車場線交点
第1次	出雲市道	出雲市	今市川跡日下線	0.6	(一)多伎江南出雲線交点～国道9号出雲バイパス交点
第1次	浜田市道	浜田市	竹迫野原線	1.1	国道186号交点～(市)浜田451号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田451号線	0.9	(市)竹迫野原線交点～(市)浜田456号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田456号線	0.6	(市)浜田451号線交点～(市)清水野原線交点
第1次	浜田市道	浜田市	清水野原線	0.5	(市)浜田456号線交点～防災備蓄倉庫
第1次	浜田市道	浜田市	浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター前
第1次	益田市道	益田市	中吉田久城線	0.9	全線
第1次	益田市道	益田市	あけぼの有明線	0.6	(主)益田澄川線交点～国道191号交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	宮の前西町線	0.5	有木1号線交点～(主)西郷布施線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	有木1号線	0.6	中町中条線交点～宮の前西町線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中町中条線	1.9	国道485号交点～有木1号線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	西郷270号線	3.0	(主)隠岐空港線交点～広城農道岬線交点
第1次	その他	隠岐の島町	広城農道岬線	0.8	(町)西郷270号線交点～国道485号交点
第1次	その他	境港管理組合	境港臨港道路路島幹線	1.3	(一)美保関八束松江線交点～鳥取県境
第1次	その他	港湾空港課	河下港 臨港道路(垂水)	0.3	(主)斐川一畑大社線交点～河下港 第3号岸壁
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 1号線	1.1	国道9号交点～浜田港 福井臨港 2号線
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 2号線	0.2	浜田港 福井臨港 1号線交点～浜田港 福井臨港埠頭線交点
第1次	その他	港湾空港課	三隅港 臨港道路 1号線	1.9	国道9号交点～(一)益田種三隅線交点
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	—	高津IC～久城IC
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 三隅・益田道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 浜田・三隅道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 多伎・朝山道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 朝山・大田道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 大田・静間道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 湖陵・多伎道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 出雲・湖陵道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 静間・仁摩道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	—	東林木バイパス
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道375号	—	湯迫バイパス
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	—	松江木次線バイパス(都市計画道路:新庄飯田線) 雲南市大東町
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	—	大原工区
第1次	一般県道	島根県	熱田インター線	—	全線
第1次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	—	国道9号交点～朝山IC(仮)
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	—	大塚工区
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 4号線	—	浜田港 福井臨港埠頭線交点～熱田インター線
1次路線 延長 計				1,098.7	
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道184号	38.9	国道9号交点～(主)川本波多線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.0	国道9号交点～(市)浜山公園線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.6	(一)斐川出雲大社線交点～(一)矢尾今市線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.9	(一)本庄福富松江線交点～(市)西川津菅田線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.3	(市)大輪菅田線交点～(主)松江島根線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	21.5	国道9号交点～(主)安来木次線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	29.0	(主)西郷布施線交点～(町)中町中条線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号 郡バイパス	2.3	国道485号～町道向ヶ丘1号線交差点付近
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	4.7	別府港臨港道路交点～湯郷港臨港道路交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道488号	28.4	国道9号交点～(一)波佐見線交点
第2次	主要地方道	島根県	新南陽津和野線	4.6	(一)柿木津和野停車場線交点～国道187号交点
第2次	主要地方道	島根県	甲田作木線	5.8	村道交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	30.0	(主)桜江金城線交点～瑞穂IC
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	0.5	(市)浜田停車場清線交点～(市)浜田停車場清線交点
第2次	主要地方道	島根県	吉田邑南線	3.3	国道261号交点～(町)出羽後谷線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	4.2	(一)市木井原線交点～(一)曾井田江津線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	10.6	(町)雪田和田線交点～(主)甲田作木線交点
第2次	主要地方道	島根県	安来伯太日南線	22.8	(主)安来木次線交点～(一)草野横田線交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線	14.2	全線
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	16.9	国道9号交点～県境
第2次	主要地方道	島根県	横田多里線	0.3	国道314号線交点～横田支所
第2次	主要地方道	島根県	津和野田万川線	16.2	(主)萩津和野線交点～川登柏原農道交点
第2次	主要地方道	島根県	松江島根線	11.1	国道432号交点～(主)松江鹿島美保関線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江停車場線	0.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	1.4	国道314号交点～国道432号交点

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月)

表 2-23 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】(平成 25 年 6 月 1 日時点)

(未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	主要地方道	島根県	出雲市停車場線	0.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	出雲大社線	5.1	全線
第2次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	6.1	国道9号交点～(主)大田桜江線交点
第2次	主要地方道	島根県	温泉津川本線	21.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	浜田港線	1.2	浜田漁港臨港道路交点～国道9号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田美都線	32.9	全線
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	9.6	(市)北松江停車場恵曇線交点～恵曇漁港
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	0.6	(主)松江島根線交点～(市)加賀神社前線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	20.2	(市)加賀神社前線交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	掛合上阿井線	8.4	国道54号交点～(市)梅木曾木線交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	8.8	国道9号交点～国道184号交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	13.8	国道184号交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	川本波多線	38.8	(主)仁摩邑南線交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	3.6	(主)浜田八重可部線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	9.9	国道261号交点～(一)桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	吉賀匹見線	33.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	西郷都万郡線	33.8	全線
第2次	主要地方道	島根県	西郷布施線	18.3	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	三隅美都線	1.1	国道9号交点～(市)田原向野田郷線交点
第2次	主要地方道	島根県	田所国府線	0.6	(一)桜江旭インター線交点～(一)桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	9.4	(一)長安野坂線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	5.4	国道186号交点～(市)柚根旭線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.1	(市)坂本小国線交点～(主)浜田八重可部線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.5	(主)浜田八重可部線交点～旭IC
第2次	主要地方道	島根県	大東東出雲線	5.3	八雲支所～国道9号交点(東出雲IC)
第2次	主要地方道	島根県	益田澄川線	0.8	(市)あけほの有明線交点～(市)益田公園徳原線交点
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.3	(一)美郷飯南線交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	9.7	(町)古市塩谷線交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	六日市線	0.3	国道186号交点～道の駅
第2次	一般県道	島根県	松江七瀬港線	1.7	全線
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	0.8	(市)神門中筋線交点～国道431号交点
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	7.1	(一)十六島直江停車場線交点～(一)矢尾今市線交点
第2次	一般県道	島根県	大社立久恵線	3.4	(市)浜山公園線交点～(市)高松294号線交点
第2次	一般県道	島根県	美郷飯南線	0.7	(町)古市塩谷線交点～(主)邑南飯南線交点
第2次	一般県道	島根県	益田種三隈線	0.1	国道9号交点～(市)宮ヶ迫釜屋線交点
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	3.2	国道9号交点～和江漁港
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	0.4	国道9号交点～(市)鳴沢大滝線交点
第2次	一般県道	島根県	西出雲停車場線	0.3	全線
第2次	一般県道	島根県	浜田停車場線	0.7	国道9号交点～(市)浜田停車場線交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	2.5	(主)新南陽津和野線交点～(町)唐人屋線交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	3.5	(町)唐人屋線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	馬湯港線	0.2	(一)東出雲馬湯港線交点～(市)八幡大井線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市)浜田361号線交点
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.5	浜田漁港臨港道路交点～浜田港 福井港 1号線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.6	国道9号交点～(市)臨港14号線交点
第2次	一般県道	島根県	穴道湖公園線	0.6	全線
第2次	一般県道	島根県	蟠竜湖線	0.4	(一)蟠竜湖高津線交点～(一)石見空港線交点
第2次	一般県道	島根県	蟠竜湖高津線	1.9	全線
第2次	一般県道	島根県	草野横田線	10.7	(主)安来伯太日南線交点～国道432号交点
第2次	一般県道	島根県	大根島線	0.3	(一)美保関八東松江線交点～(市)入江56号線交点
第2次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	3.1	国道9号松江道路側道交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	吉田奥出雲線	3.8	(市)梅木曾木線交点～(市)深野線交点
第2次	一般県道	島根県	禰原水次線	1.0	国道314号交点～国道54号交点
第2次	一般県道	島根県	吉田頓原線	0.3	国道54号交点～(町)頓原市街地線交点
第2次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	1.3	国道9号交点～(一)静間久手停車場線交点
第2次	一般県道	島根県	高見出羽線	1.7	(町)石堂線交点～(主)吉田邑南線交点
第2次	一般県道	島根県	皆井田江津線	1.6	(主)浜田作木線交点～国道261号交点
第2次	一般県道	島根県	長安野坂線	4.1	全線
第2次	一般県道	島根県	波佐匹見線	12.1	国道191号交点～国道488号交点
第2次	一般県道	島根県	中村津戸港線	11.1	国道485号交点～国道485号交点
第2次	一般県道	島根県	海士島線	3.0	海士町役場～釜浦漁港
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.3	来居2号臨港道路交点～知夫港臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.7	知夫港臨港道路交点～(村)木佐根線
第2次	一般県道	島根県	市木井原線	7.4	全線
第2次	一般県道	島根県	桜江旭インター線	5.2	全線
第2次	一般県道	島根県	美保関八東松江線	4.0	国道431号交点～境港臨港道路江島幹線交点
第2次	一般県道	島根県	吉田掛合インター線	1.6	(主)掛合上阿井線交点～吉田掛合IC
第2次	一般県道	島根県	東出雲馬湯港線	2.7	国道9号交点～(一)馬湯港線交点
第2次	一般県道	島根県	講武古江線	4.4	(主)松江鹿島美保関線交点～(主)松江島根線交点
第2次	松江市道	松江市	一矢線	1.3	(主)松江鹿島美保関線交点～一矢谷隧道
第2次	松江市道	松江市	平成乃白線	0.7	(市)平成1号線交点～(主)松江水次線交点
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	2.7	(一)美保関八東松江線交点～(市)馬渡堤防道路交点
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	0.1	(市)馬渡堤防道路交点～(一)美保関八東松江線交点

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月)

表 2-24 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】(平成 25 年 6 月 1 日時点)

(木枠内の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	松江市道	松江市	馬渡堤防線	0.3	(市) 入江島線交点～(市) 入江島線交点
第2次	松江市道	松江市	菅田比津線	2.0	(主) 松江鹿島美保関線交点～国道431号交点
第2次	松江市道	松江市	東津田鼻曲線	2.2	全線
第2次	松江市道	松江市	松江駅東通阿弥陀線	0.9	全線
第2次	松江市道	松江市	嫁島公園線	2.6	全線
第2次	松江市道	松江市	北松江停車場恵曇線	0.9	(一) 松江しんじ湖温泉停車場線交点～(主) 松江鹿島美保関線交点
第2次	松江市道	松江市	八幡大井線	1.0	(一) 馬淵港線交点～(市) 允ノ下歩線交点
第2次	松江市道	松江市	平成1号線	0.7	(市) 嫁島公園線交点～日本道運付近
第2次	松江市道	松江市	宇賀橋線	0.1	(市) 嫁島公園線交点～(市) 乃木区画6号線
第2次	松江市道	松江市	乃木区画6号線	0.2	(市) 宇賀橋線～松江記念病院
第2次	松江市道	松江市	加賀神社前線	0.6	全線
第2次	松江市道	松江市	中灘・五反田線	0.3	国道9号交点～東出雲町役場
第2次	松江市道	松江市	西川菅田線	1.6	国道431号交点～(主) 松江島根線交点
第2次	松江市道	松江市	原田線	0.8	(主) 松江鹿島美保関線交点～(一) 講武古江線交点
第2次	松江市道	松江市	大輪菅田線	0.4	全線 (附属小学校・附属中学校前)
第2次	雲南市道	雲南市	加茂中央1号線	0.2	国道54号線交点～(市) 役場前線交点
第2次	雲南市道	雲南市	深野線	0.6	国道314号交点～(一) 吉田出雲線交点
第2次	雲南市道	雲南市	梅木曾木線	4.7	全線
第2次	雲南市道	雲南市	雲南吉田インター線	0.8	全線
第2次	雲南市道	雲南市	市道木ノ下線	1.1	(主) 掛合上阿井線交点～(市) 雲南吉田インター線交点
第2次	飯南町道	飯南町	古市塩谷線	1.0	全線
第2次	飯南町道	飯南町	頓原市街地線	0.4	(一) 吉田頓原線交点～頓原庁舎付近
第2次	出雲町道	出雲市	滝坂線	0.7	(主) 玉湯湯山線交点～国道432号交点
第2次	出雲市道	出雲市	浜山公園線	1.9	国道431号交点～浜山公園園路～(主) 出雲大社線交点
第2次	出雲市道	出雲市	神門中筋線	1.1	(市) 浜山公園線交点～(一) 斐川出雲大社線交点
第2次	出雲市道	出雲市	有原東町線	1.7	国道184号交点～(一) 多伎江南出雲線交点
第2次	出雲市道	出雲市	植松浜線	1.0	(市) 松寄下浜線交点～(一) 大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	高松294号線	1.3	国道9号交点～(一) 大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	松寄下浜線	0.5	(主) 出雲大社線交点～(市) 植松浜線交点
第2次	出雲市道	出雲市	大津上塩治線	0.8	(一) 多伎江南出雲線交点～(市) 今市菅沢線交点
第2次	出雲市道	出雲市	今市167号線	0.5	(一) 多伎江南出雲線～出雲郵便局
第2次	出雲市道	出雲市	今市菅沢線	0.2	(市) 大津上塩治線～出雲力又新社屋付近
第2次	出雲市道	出雲市	斐川4号線	2.0	(一) 木次直江停車場線交点～斐川公園入口
第2次	出雲市道	出雲市	古志神西団地三部線	1.4	(一) 出雲インター線交点～出雲西消防署
第2次	邑南町道	邑南町	鯉淵馬野原線	0.2	(主) 吉田邑南線交点～消防隊出張所
第2次	邑南町道	邑南町	長田上田線	1.1	(一) 甲田作木線交点～羽須美運動公園
第2次	邑南町道	邑南町	出羽後谷線	0.2	(主) 吉田邑南線交点～旅行村線交点
第2次	邑南町道	邑南町	旅行村線	0.1	全線
第3次	美郷町道	美郷町	上川戸粕洲線	1.0	国道375号交点～邑智中学校校入口付近
第2次	大田市道	大田市	晴滝大沢線	1.0	全線
第2次	浜田市道	浜田市	三隅57号線	0.2	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田348号線	0.2	国道9号交点～(一) 浜田商港線交点
第2次	浜田市道	浜田市	下米原66号線	0.2	(主) 浜田八重可部線交点～(市) 今福有福線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福有福線	0.5	(市) 今福旧県道線交点～(市) 今福57号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福57号線	0.3	(市) 今福有福線交点～金城ス마트 I C
第2次	浜田市道	浜田市	今福56号線	0.2	(市) 今福有福線交点～金城ス마트 I C
第2次	浜田市道	浜田市	岡見24号線	1.4	(一) 益田三隅線交点～中国電力三隅火力発電所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場溝線	0.3	(一) 浜田停車場線交点～(主) 浜田八重可部線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場溝線	0.2	(主) 浜田八重可部線交点～国道186号交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場長沢線	0.8	全線
第2次	浜田市道	浜田市	坂本小国線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	柚根旭線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田415号	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市) 浜田418号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田418号	0.1	(市) 浜田415号線交点～サンマリン浜田
第2次	益田市道	益田市	久原三谷線	0.1	国道191号交点～(市) 都茂山料線交点
第2次	益田市道	益田市	益田運動公園徳原線	0.6	国道191号交点～(主) 益田澄川線交点
第2次	津和野町道	津和野町	日原青原1号線	0.8	(町) 日原市街線交点～国道187号交点
第2次	津和野町道	津和野町	日原市街線	0.2	国道9号交点～(町) 日原青原1号線交点
第2次	津和野町道	津和野町	唐人屋線	1.7	全線
第2次	吉賀町道	吉賀町	唐人屋線	3.1	全線
第2次	海士町道	海士町	宇受賀線	0.2	(一) 海士島線交点～新聞1号線交点
第2次	海士町道	海士町	あいランド1号線	0.5	新聞1号線交点～ヘリポート入口
第2次	知夫村道	知夫村	木佐根線	0.5	(一) 知夫島線交点～(村) 東牧線交点
第2次	知夫村道	知夫村	東牧線	0.5	(村) 木佐根線交点～知夫村ヘリポート
第2次	その他	都市計画課	浜山公園園路	0.6	(市) 浜山公園線交点～(市) 浜山公園線交点
第2次	その他	港湾空港課	江津港 臨港道路	2.0	国道9号交点～国道9号交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港埠頭線	0.2	浜田港 福井臨港 2号線交点～浜田港 福井臨港 3号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 3号線	0.3	浜田港 福井臨港埠頭線交点～浜田漁港臨港道路交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港3号線	0.1	浜田海上保安部～浜田港 臨港4号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港8号線	0.2	浜田港 臨港3号線交点～浜田港 臨港16号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港14号線	0.1	(一) 浜田商港線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港16号線	0.1	浜田港 臨港8号線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港18号線	0.2	浜田港 臨港16号線交点～浜田港 臨港14号線交点

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月)

表 2-25 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】（平成 25 年 6 月 1 日時点）

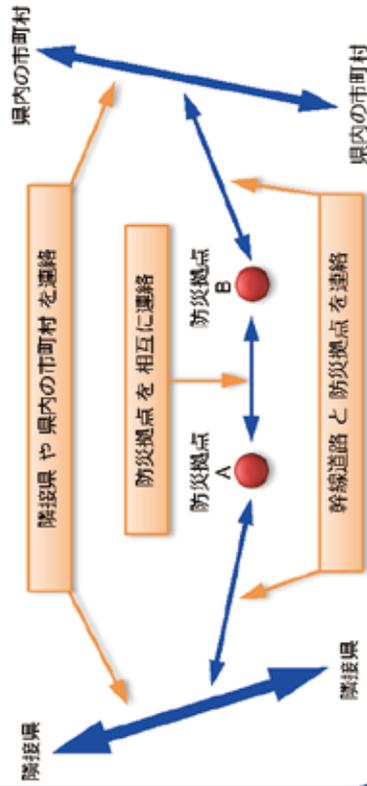
（未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している）

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	1.6	(一)浜田高港線交点～(主) 浜田港線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	0.3	(一)浜田高港線交点～(市) 浜田415号線交点
第2次	その他	益田市	川登柏原農道	7.9	(主) 益田阿武線交点～(主) 津和野田万川線交点
第2次	その他	邑南町	石堂農道	2.6	旧瑞穂・羽須美境～(一) 高見出羽線交点
第2次	その他	邑南町	雲田和田農道	3.4	(主) 浜田作木線交点～旧瑞穂・羽須美境
第2次	その他	海士町	新開1号線	0.3	(町) 宇受賀線交点～(町) あいらんど1号線交点
第2次	その他	港湾空港課	海士港 臨港道路	0.9	雲浦港臨港道路交点～海士港
第2次	その他	漁港漁場整備課	雲浦漁港臨港道路	0.8	(一) 海士島線交点～海士港臨港道路交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浦郷漁港臨港道路	0.6	国道485号交点～西ノ島町役場前
第2次	その他	港湾空港課	別府港 臨港道路	0.5	国道485号交点～島前事業所
第2次	その他	港湾空港課	来居港 来居2号臨港道路	0.4	(一) 知夫島線交点～来居港
第2次	その他	漁港漁場整備課	知夫漁港臨港道路	0.8	知夫島線交点～知夫島線交点
第2次	その他	港湾空港課	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	1.3	国道485号交点～(主) 西郷布施線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	—	郡バイパス
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道488号	—	長沢2号トンネル
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	—	(主) 益田阿武線～国道9号(都市計画道路:元可人原線【新高角橋工区、須子中線】)
2次路線 延長 計				778.8	
第3次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.2	(市) 浜山公園線交点～(主) 大社日御碕線交点
第3次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	0.6	国道432号バイパス交点～(主) 安来木次線
第3次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	0.6	国道9号交点～市道交点(玉湯町民球場入口)
第3次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	2.6	(主) 松江木次線交点～大東北場外離着陸場 付近
第3次	主要地方道	島根県	大社日御碕線	0.5	国道431号交点～出雲市道交点(下水道管理事務所付近)
第3次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	19.0	(市) 山崎大正線西交点～(主) 川本波多線交点
第3次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	0.6	国道9号交点～(一) 和江港大田市停車場線交点
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	9.6	国道432号交点～山佐ダム場外離着陸場
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	5.6	(主) 玉湯吾妻山線交点～大東南場外離着陸場 付近
第3次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.2	(一) 邑南美郷線交点～国道375号交点
第3次	一般県道	島根県	出雲平田線	1.8	国道9号出雲バイパス交点～斐伊川場外離着陸場
第3次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	1.1	矢尾今市線交点～出雲市道交点(出雲ドーム場外離着陸場付近)
第3次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	0.2	(市) 鳴沢大滝線交点～(主) 三瓶山公園線交点
第3次	一般県道	島根県	稗原木次線	1.3	国道54号交点～三刀屋町場外離着陸場付近
第3次	一般県道	島根県	波根久手線	0.8	(一) 池田久手停車場線交点～ヘリポート
第3次	一般県道	島根県	邑南美郷線	1.5	(主) 邑南飯南線交点～ヘリポート
第3次	一般県道	島根県	青原停車場線	0.2	国道9号～(町) 曾庭青原線
第3次	松江市道	松江市	大森・上来待線	1.0	国道54号交点～宍道運動公園
第3次	松江市道	松江市	大橋川東津田線	0.3	(市) 松江駅東通阿弥陀線交点～(市) 東朝日町中央線交点
第3次	松江市道	松江市	大正町西津田線	1.4	国道9号交点～(主) 松江島根線交点
第3次	松江市道	松江市	出雲郷・東灘線	0.2	(一) 東出雲馬場港線交点～錦浜橋
第3次	松江市道	松江市	工業団地2号線	0.1	錦浜橋～(市) 工業団地1号線交点
第3次	松江市道	松江市	工業団地1号線	0.3	(市) 工業団地2号線交点～(市) 錦浜1号幹線
第3次	松江市道	松江市	錦浜1号幹線	1.6	(市) 工業団地1号線交点～錦浜外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	三代線	1.2	国道54号線交点～加茂町運動公園
第3次	出雲市道	出雲市	中ノ島環状線	0.4	国道431号交点～(市) 大倉中ノ島線交点
第3次	出雲市道	出雲市	大倉中ノ島線	0.2	(市) 中ノ島環状線交点～(市) 東平田明川線
第3次	出雲市道	出雲市	東平田明川線	0.3	(市) 大倉中ノ島線交点～平田場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	渡橋平野線	0.5	(一) 斐川出雲大社線交点～出雲ドーム正面入口前
第3次	出雲市道	出雲市	斐川1003号線	2.0	(市) 斐川610号線交点～斐川牧場場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	神門191号線	0.3	(一) 多伎江南線交点～JR西出雲駅
第3次	奥出雲町道	奥出雲町	川西五反田線	0.3	国道314号交点～横田公園場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	鳴滝諏訪線	0.4	全線
第3次	大田市道	大田市	山崎大正東線	0.3	全線
第3次	大田市道	大田市	雪見宮崎線	0.1	(市) 山崎大正東線交点～国道375号交点
第3次	大田市道	大田市	温泉津港線	2.7	国道9号交点～総合体育館前
第3次	大田市道	大田市	山崎大正西線	0.2	(主) 三瓶山公園線交点～(市) 鳴滝大沢線交点
第3次	浜田市道	浜田市	岡崎線	0.2	国道9号交点～(市) 三隅24号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	三隅24号線	0.1	(市) 岡崎線交点～(市) 三隅23号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	三隅23号線	0.3	(市) 三隅24号線交点～(市) 古瀬向野田線交点
第3次	浜田市道	浜田市	古瀬向野田線	0.1	(市) 三隅23号線交点～運動公園入口
第3次	津和野町道	津和野町	曾庭青原線	1.8	(一) 青原停車場線～(町) 宮ノ上線
第3次	津和野町道	津和野町	宮ノ上線	0.4	(町) 曾庭青原線～ヘリポート
第3次	吉賀町道	吉賀町	向月瀬線	1.7	国道187号交点～大野原場外離着陸場
3次路線 延長 計				64.8	
緊急輸送道路 総延長				1,942.3	

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月

緊急輸送道路：被災地での活動や支援に必要な人員や物資を輸送するための道路

緊急輸送道路の連絡機能（3つ）



防災拠点とは、「災害活動の拠点施設」や「防災対策上、重要な施設」のこと

災害活動の拠点施設

- ・防災活動（各役所、警察、消防など）
- ・医療活動（病院、保健所など）
- ・災害の支援活動（物資集積地、道の駅など）

防災対策上、重要な施設

- ・空港、港湾、ヘリポート
- ・自衛隊基地
- ・発電所

災害時に果たす役割の重要度及び目的に応じて
防災拠点を 第1次～第3次の3段階に区分しています

緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路は、災害発生後の利用特性により
以下の3つに区分されます

第1次緊急輸送道路

- ◆ 鳥根県と隣接県との広域的な連携を確保するルート
- ◆ 第1次防災拠点を連絡するルート
(県庁所在地、地方中心城市庁舎及び空港・重要港湾、災害医療拠点などを連絡する道路網)

第2次緊急輸送道路

- ◆ 県内市町村相互の連携を確保するルート
- ◆ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡するルート
(第1次緊急輸送道路と町村役場、公共機関や自衛隊など主要な防災拠点を連絡する道路)

第3次緊急輸送道路

- ◆ 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡するルート

緊急輸送道路ネットワーク模式図

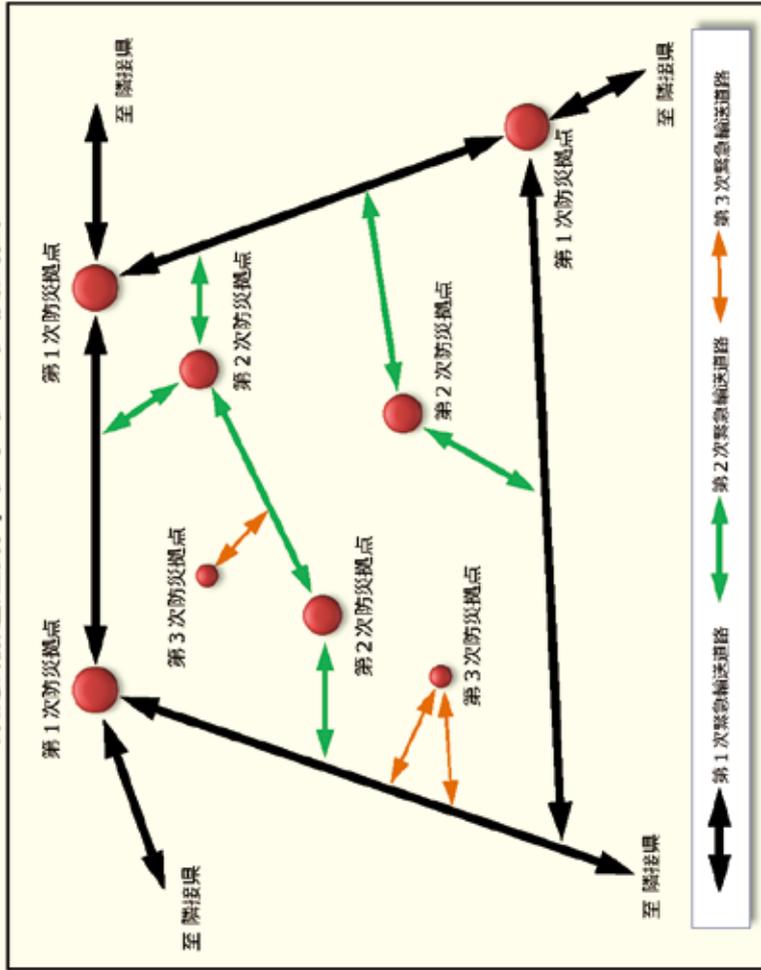
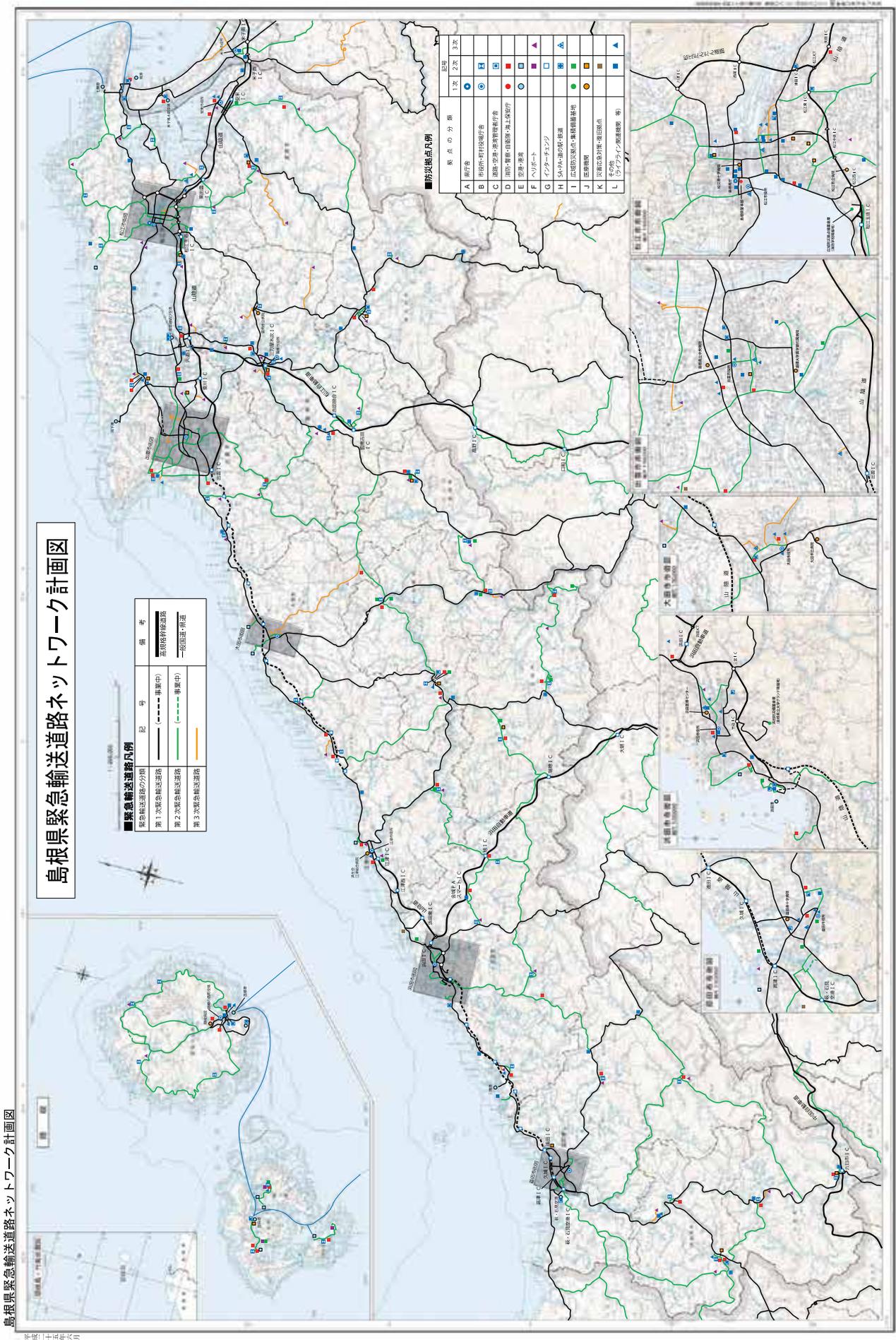


図 2-23 緊急輸送道路網図（島根県全域 平成 25 年 6 月 1 日時点）



島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図

図 2-24 緊急輸送道路網図（松江県土整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）

松江県土整備事務所管内 平成25年6月作成

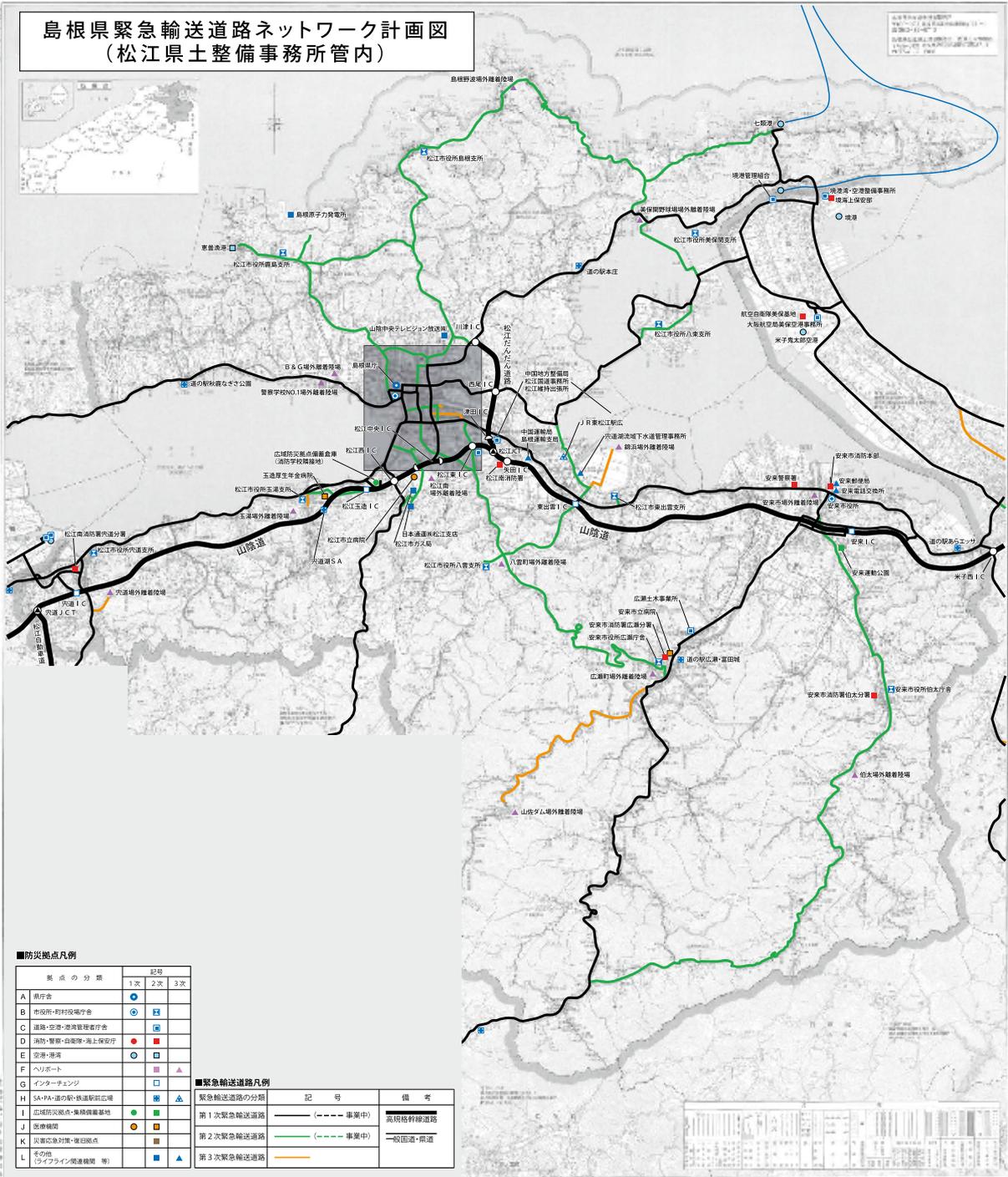
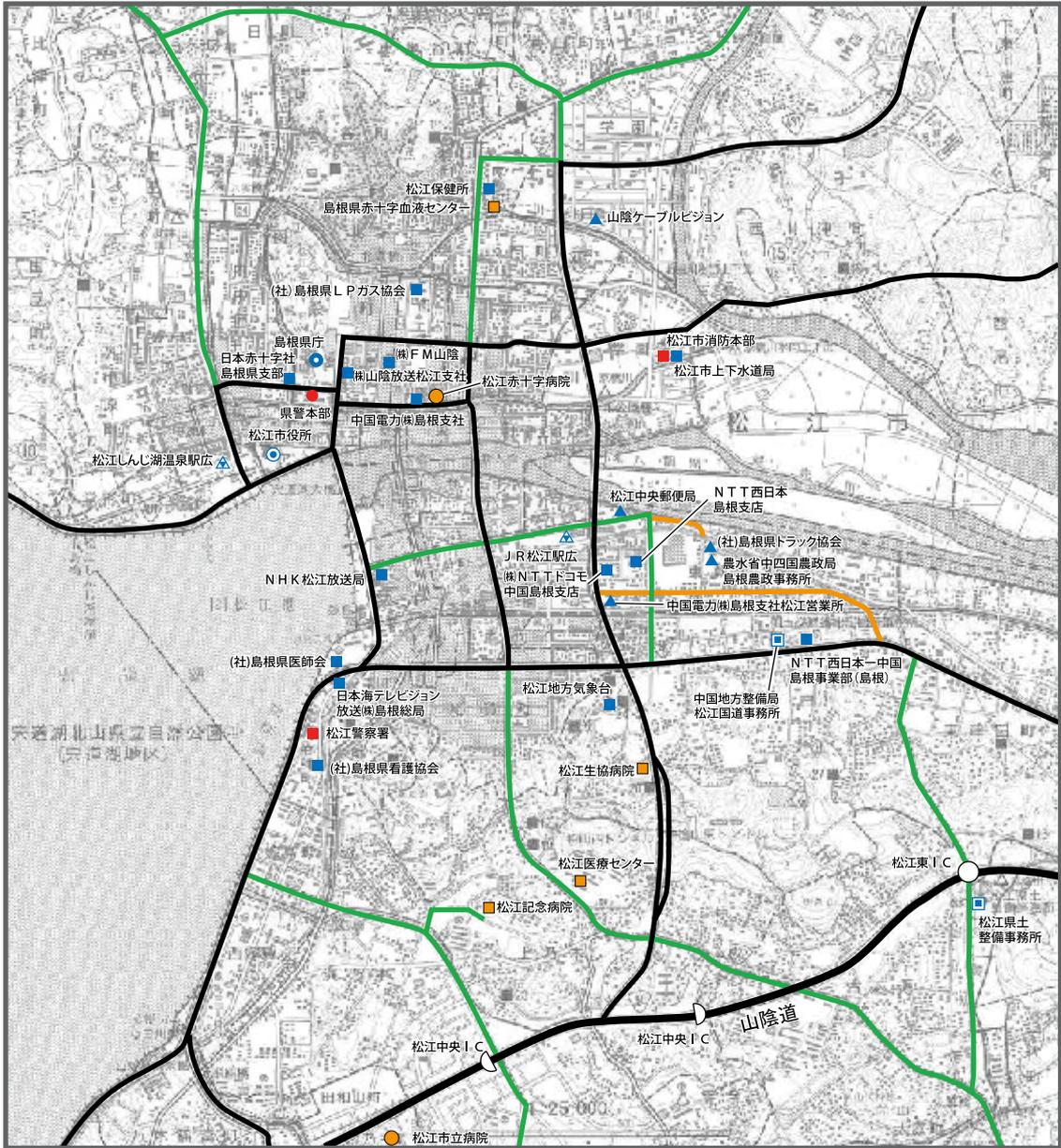


図 2-25 緊急輸送道路網図(松江県土整備事務所管内松江市街地部 平成 25 年 6 月 1 日時点)

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内松江市街部)



■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	—— (---- 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道
第3次緊急輸送道路	——	

■防災拠点凡例

拠点の分類	記号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	●		
B 市役所・町村役場庁舎	◎	⊠	
C 道路・空港・港湾管理者庁舎		⊠	
D 消防・警察・自衛隊・海上保安庁	●	■	
E 空港・港湾	◎	⊠	
F ヘリポート		■	▲
G インターチェンジ		⊠	
H SA・PA・道の駅・鉄道駅前広場		⊠	▲
I 広域防災拠点・集積備蓄基地	●	■	
J 医療機関	●	■	
K 災害応急対策・復旧拠点		■	
L その他 (ライフライン関連機関 等)		■	▲

図 2-26 緊急輸送道路網図 (出雲県土整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点)

出雲県土整備事務所管内 平成25年6月作成

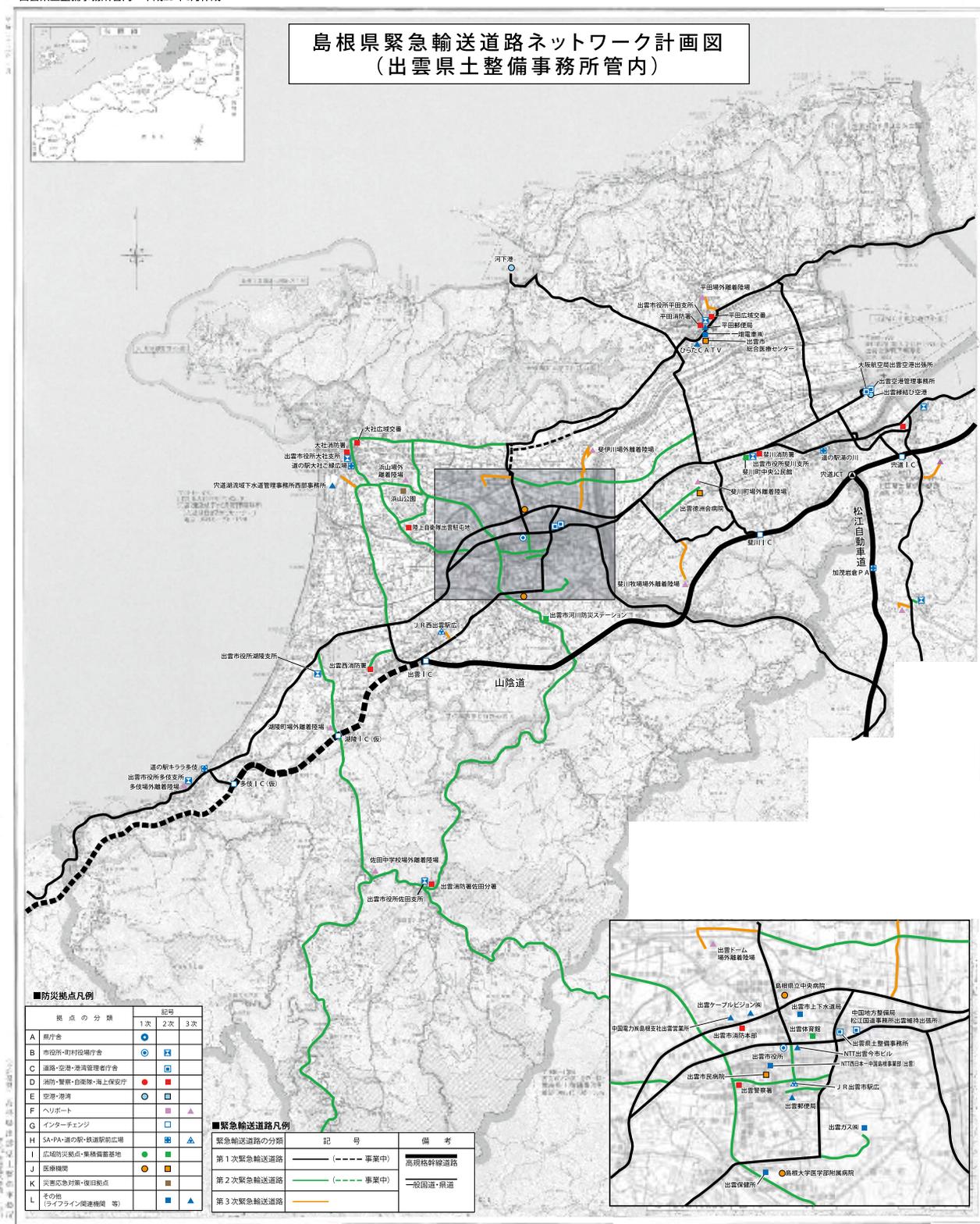


図2-27 緊急輸送道路網図（雲南県土整備事務所管内 平成25年6月1日時点）

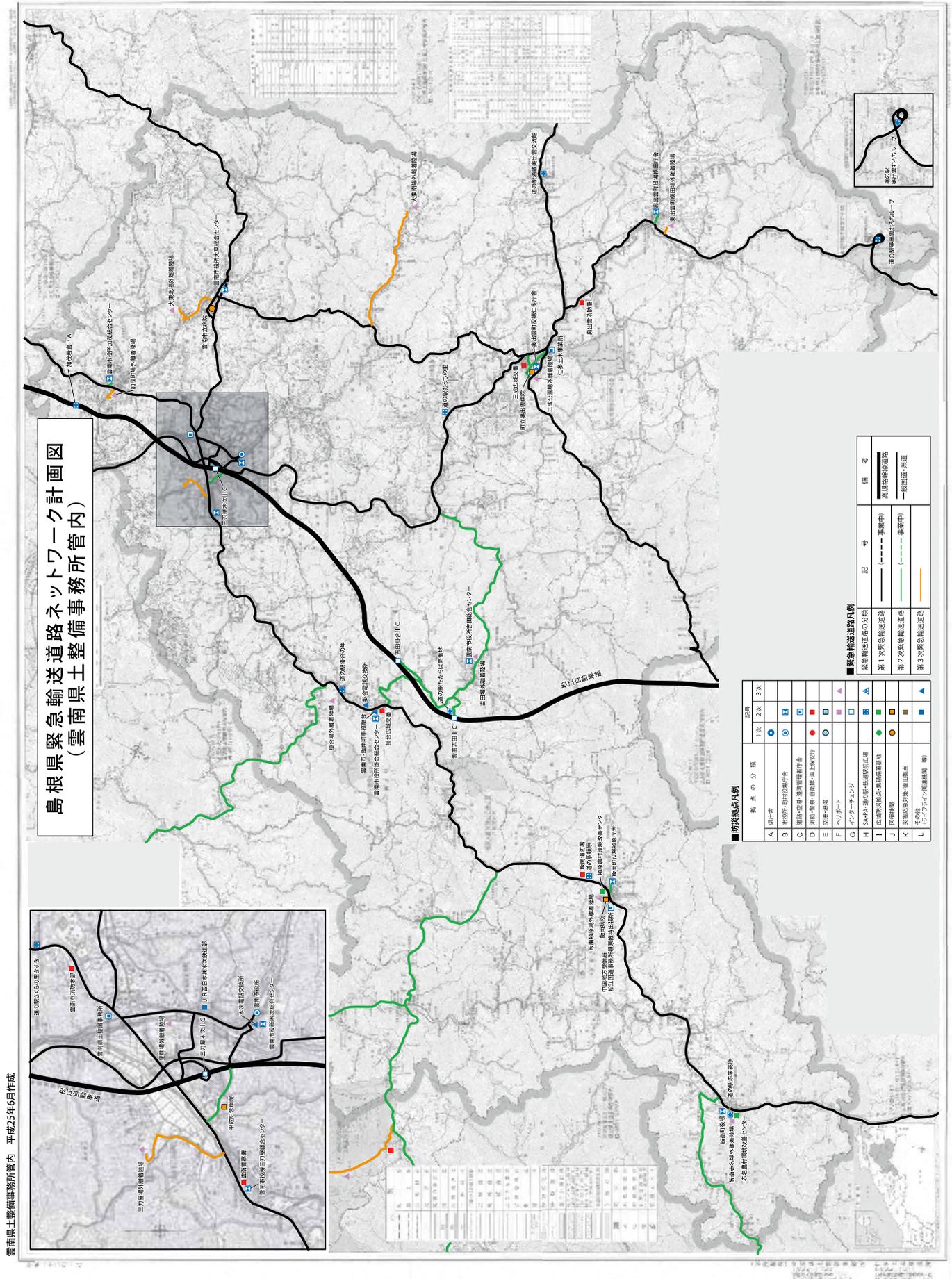
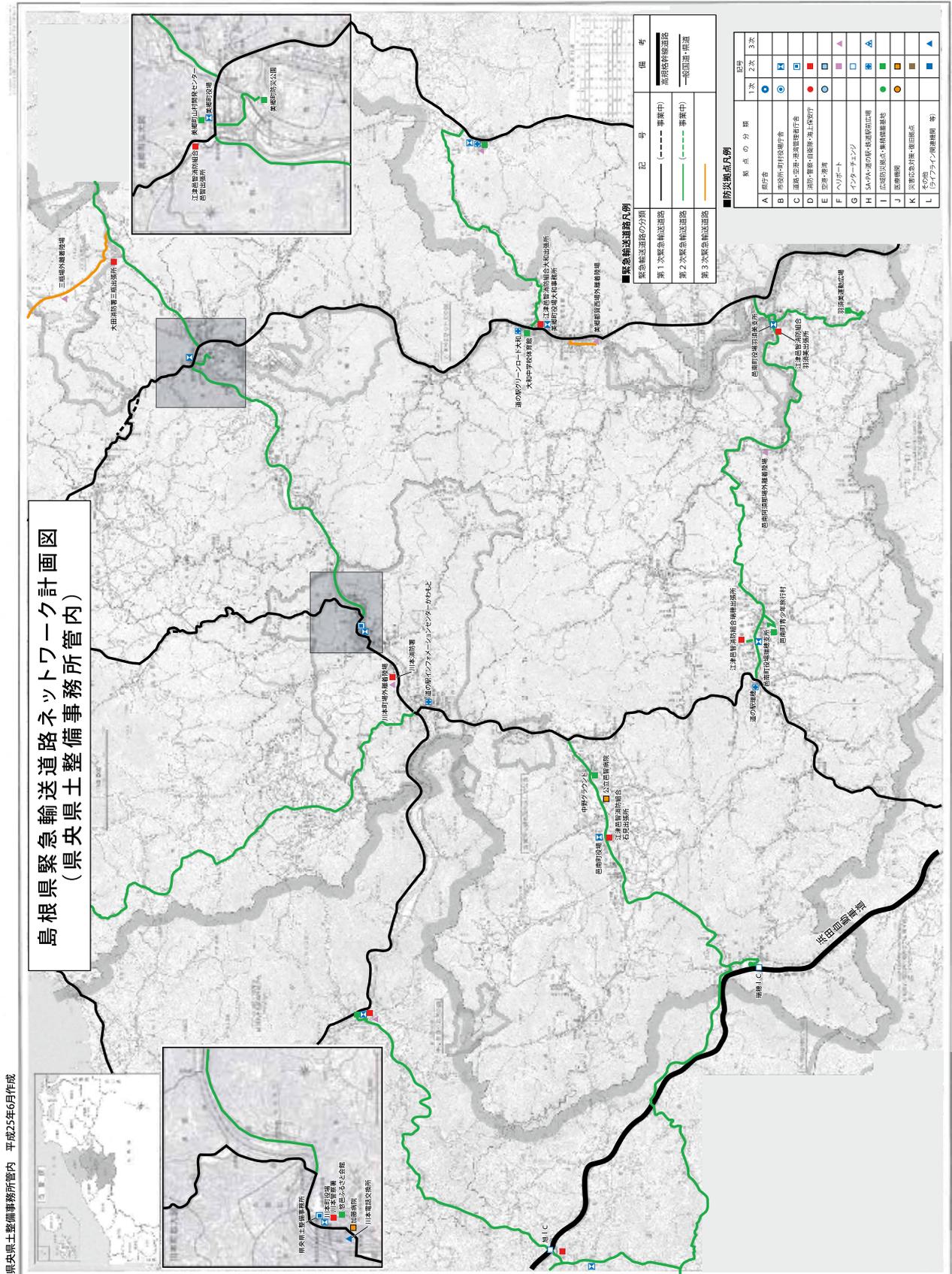


図 2-28 緊急輸送道路網図（県央土木整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）



県央土木整備事務所管内 平成25年6月作成

図 2-30 緊急輸送道路網図 (浜田県土整備事務所 平成 25 年 6 月 1 日時点)

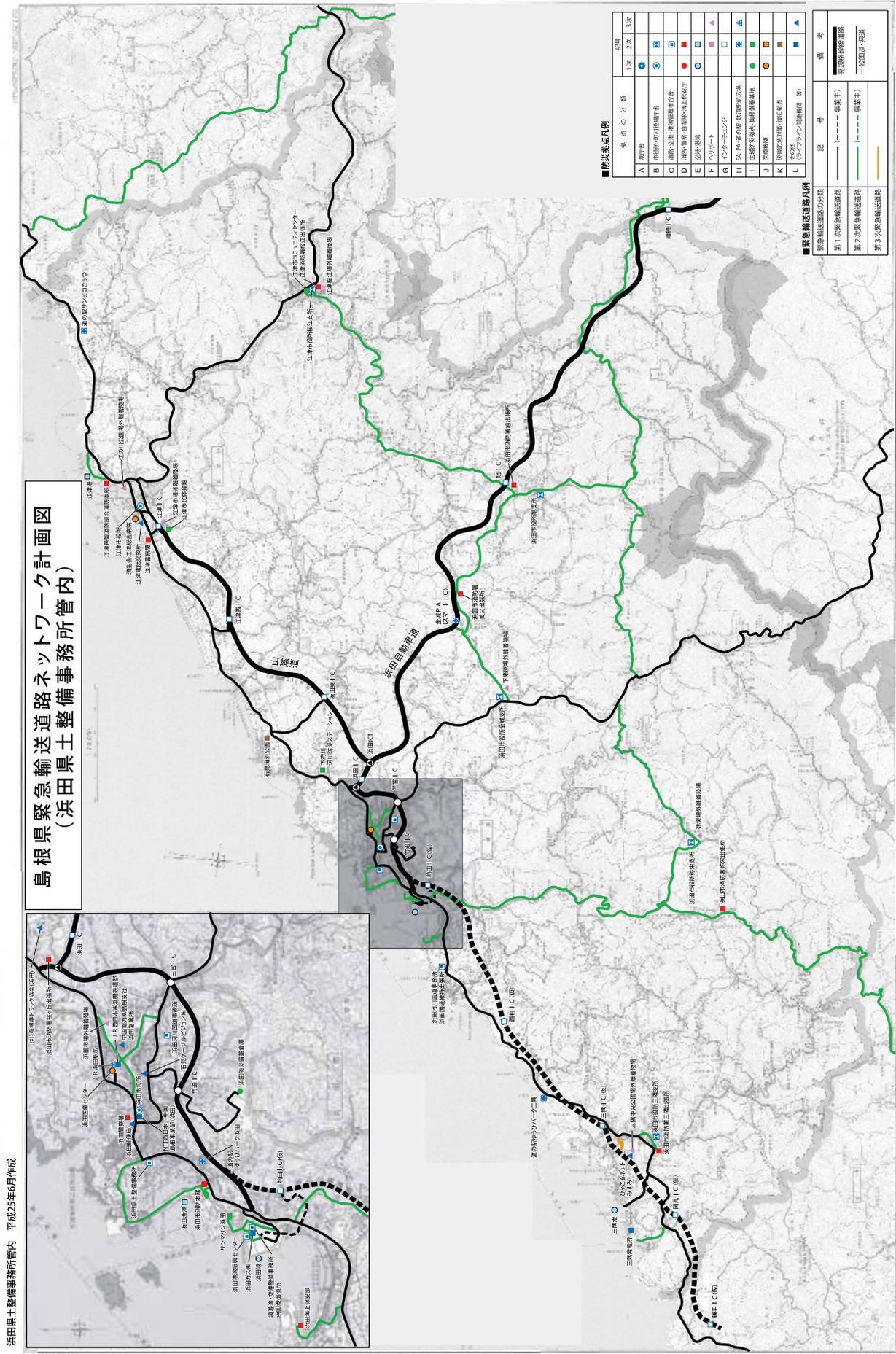


図2-31 緊急輸送道路網図（益田県土整備事務所管内 平成25年6月1日時点）

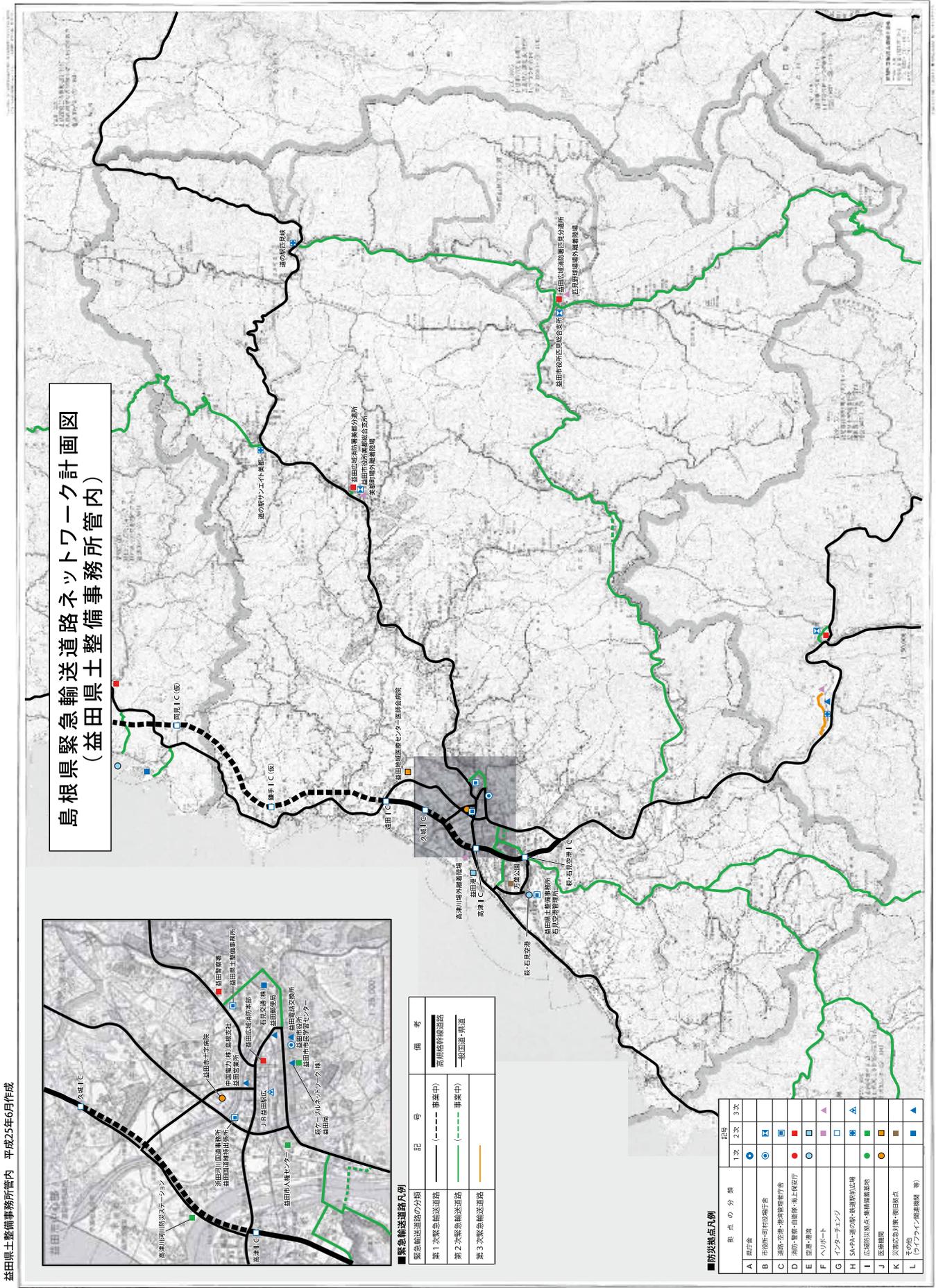


図 2-32 緊急輸送道路網図 (益田県土整備事務所津和野土木事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点)

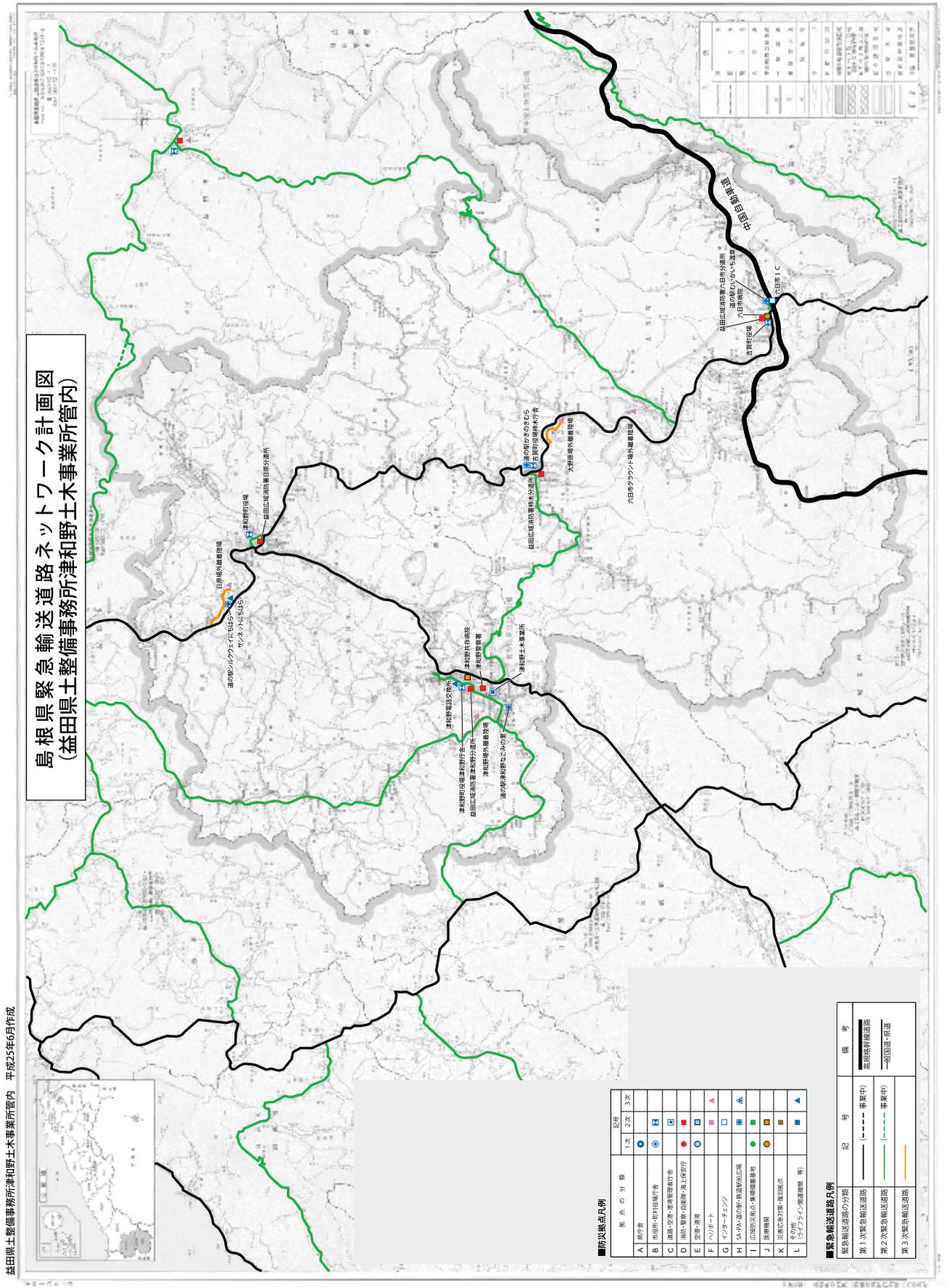
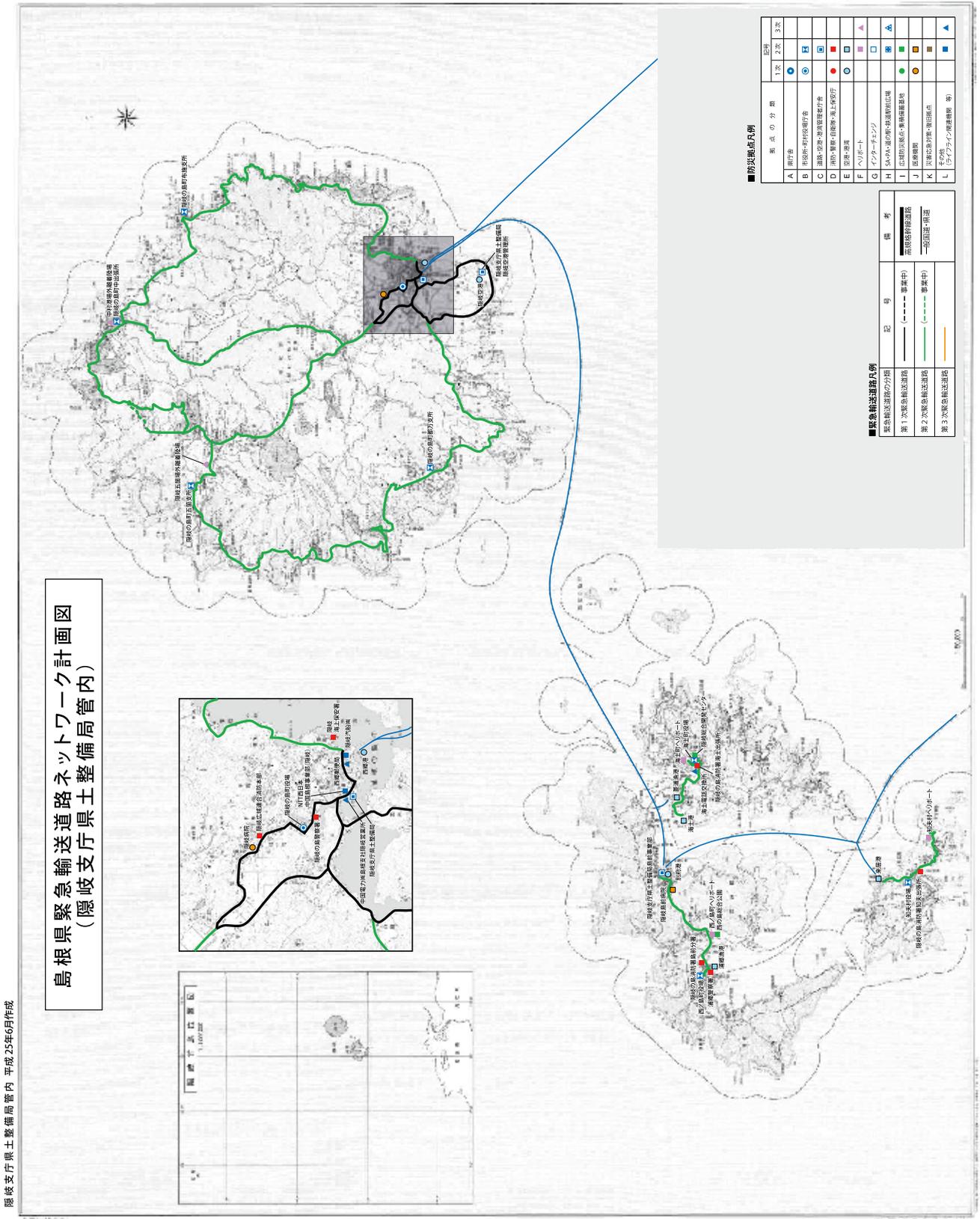


図 2-33 緊急輸送道路網図（隠岐支庁県土整備局管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）



出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月)

4. 建築物の耐震化における問題点及び今後の課題

4 - 1 問題点の整理

(1) 住宅

住宅・土地統計調査等より問題点を整理した。

- 現行の耐震基準を満たさない恐れのある昭和55年以前の住宅が住宅数の3割を占めており、大規模地震時には多数の住宅が被害を受ける危険性が高いものと予想される。特に、昭和35年以前の住宅は持ち家や一戸建・木造がほとんどであり、これらの耐震性の向上が大きな課題となる。しかし、建築時期が古い住宅になるほど居住者は高齢者の割合が高くなっており、資金面や今後の生活設計（見通し）などを考慮すると、何らかのインセンティブがなければ耐震診断・耐震改修は普及しないと考えられる。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する建築物

島根県が整備した特定建築物台帳や所有者への耐震診断の実施に係るアンケート結果等をもとに問題点を整理した。

- 特定既存耐震不適格建築物は、それぞれ施設機能から耐震性能の確保が期待されているにもかかわらず、耐震診断を実施せず、耐震改修も実施していないものが少なくないのが実態である。
- 災害時に重要な役割を果たす拠点施設の耐震化率が100%に満たない状況にあることから、耐震化を急ぐ必要がある。
- 民間を先導する立場にある公共的建築物の耐震化率が十分ではなく、行政が今後、民間を強く指導する上では支障となる恐れがある。

表 2-26 多数の者が利用する建築物の用途別問題点

用途	問題点等
災害時の拠点となる建築物	全体の耐震化率86%に対し、重要施設であるにもかかわらず88%と100%に満たない。災害時の機能確保のため早急に耐震化に取り組む必要がある。
不特定多数の者が利用する建築物	全体の耐震化率86%に対し、多数が利用する施設であるにもかかわらず74%と低い。利用者が被害を受けることがないよう、積極的に耐震化を進める必要がある。 特に、就寝機能を持つ建築物においては積極的に取り組む必要がある。
特定多数の者が利用する建築物	耐震化率は86%で全体の耐震化率と同じである。共同住宅など就寝機能を持つ建築物については、生活の場の安全を確保する観点から耐震化を促進する必要がある。

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- 周辺への危険性が高い施設であるにもかかわらず、耐震化率は68%と低く、耐震改修未実施の建築物すべてが耐震診断を実施していない。用途別に見ると、耐震化が最も進んでいないのは「取扱所」となっている。
- 耐震改修未実施の建築物の中には、人口集中地区にも位置するものや、病院や学校に近接しているものもあり、大規模地震時に引火した場合、避難活動や救助活動に重大な影響を及ぼす恐れがある。

ウ 通行を確保すべき道路沿いの建築物

- 地域別では、浜田市及び出雲市、雲南市、安来市、益田市、江津市の順で多いが、これらは3階建て若しくは階高の高い2階建ての建築物である。
- 人口集中地区内に限ってみると、棟数は浜田市が最も多く、次いで出雲市、松江市、益田市、安来市の順となっている。
- 用途別では、「一般住宅」102棟が最も多く、ついで「事務所」89棟、「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」82棟となっている。

(3) 市街地

- 人口集中地区にある昭和55年以前の住宅の約半数は、4m未満の道路にのみ接道している。このように道路が狭隘な地域において大規模地震が発生した場合には、建築物の倒壊によって道路が閉塞され、迅速な避難や救助・消火活動が困難な状況となることが予想される。
- また、老朽住宅が密集している地域において大規模地震が発生した場合には建築物の倒壊や火災が広範囲で発生し、大規模な市街地災害に発展し多くの人命が失われる危険性が高い。

(4) 所有者の意識及び要望等

- 平成23年3月の東日本大震災から5年以上経過するが、例えば、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する既存耐震不適格建築物の耐震診断が全く進んでいないことに見られるように、所有者等の耐震化の必要性についての認識が極めて低い。
- 経営が厳しい事業者は、耐震診断の必要性は認識していても、義務化あるいは営業停止等のペナルティーが発生しなければ先送りしたい意向があり、自主的に取り組む意欲が欠けている。また、耐震診断の結果が「要改修」となった場合は、ほとんどの事業者が改修もしくは移転新築を行う意向を示すものの、自ら診断を実施しようとはしない傾向にある。
- 耐震診断を実施しない理由として、耐震診断費用が分からないため、耐震診断が実施できるかどうかの判断ができないことが挙げられているが、所有者に積極的な情報収集の意思はないものと考えられる。

4 - 2 課題の整理

(1) 県民一丸となった促進体制づくり

県内に存在する多数の既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するためには、行政の取り組みだけでは自ずと限界があり、それらの建築物所有者を含む県民が一丸となって取り組むことが必要である。

この場合、決して行政主導で進めるのではなく、建築物の所有者が自己責任で対応することを原則に、地域住民、建築事業者及びその団体等もその責任と役割を認識し、それぞれの立場で主体的に取り組んでもらう仕組みづくりを検討する必要がある。

(2) 公共による適切な支援・誘導の実施

県及び市町村は、建築物所有者や民間事業者など民間での取り組みが円滑に行われるよう適切に誘導するとともに、費用が多額で所有者等が自力で対応できない耐震改修等については、負担軽減並びに地域と利用者等の安全を確保する観点から、市町村と連携した支援制度の実施や耐震改修促進税制の活用を検討する必要がある。

また、財政状況や組織体制から市町村において十分対応できない場合においては、人的又は技術的な支援策について検討する必要がある。

(3) 所有者等の地震防災意識の啓発

建築物の所有者や地域住民の自主的な耐震化を促進するためには、県内において大規模地震が発生する可能性や発生した場合の被害の大きさ、及び耐震診断、耐震改修の必要性について正しく認識し理解してもらうことが大前提となる。

このため、地震の危険性を実感できる地震防災マップや効果的な啓発メディアを整備し、豊富に情報提供と多様な学習機会の提供に努める必要がある。

(4) 多量な老朽住宅ストック対策の実施

多量に存在する老朽木造住宅の耐震化を一挙に促進するためには、従来の個別的対応では限界があり、地域の問題として自治会組織で取り組む方法やリフォームや設備更新時にあわせて建築事業者が耐震改修を提案するなど多様な方法を検討する必要がある。

また、老朽住宅の居住者の多くは所得の低い高齢者であることから、耐震診断及び耐震改修を促進するためには、高齢者世帯への支援制度の検討が必要である。

(5) 特定既存耐震不適格建築物の耐震対策の強化

耐震性の有無が災害時に大きな影響を与える特定既存耐震不適格建築物については、早急に耐震化を進めることが大きな課題である。特に、災害時の拠点となる建築物の耐震化率が十分ではない状況に鑑み、今後これらの建築物の耐震化に重点的に取り組むとともに、民間を先導する立場から公共建築物は率先して耐震化を推進する必要がある。特に、人口集中地区内での建築物の倒壊による道路閉塞は、避難経路の確保や円滑な避難・救助活動の実施に大きな支障と考えられることから、その対策を重点的に進める必要がある。

(6) 耐震化促進のための環境整備

既存耐震不適格建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むための環境整備も重要である。このため、耐震診断及び耐震改修に関する信頼できる技術者の養成と情報提供、耐震性のある建築物を提供するための新たな技術開発の取り組み、並びに県民からの相談に対して的確に対応できる体制の整備等が必要である。

(7) 建築物以外の安全対策への配慮

地震災害においては、いくら建築物は安全でも、家具や機器の転倒により多くの死傷者が生じる恐れがあるとともに、災害時の拠点施設に機能障害が生じることも予想される。このため、深夜の地震に備えて住宅における家具類や多数の負傷者の救急活動を行う病院における医療機器等について転倒防止対策を講ずる必要がある。

また、地震では土砂災害の発生が予想されており、がけ地付近等では土砂崩壊に備えた家屋の安全対策を進める必要がある。

(8) 密集市街地の防災対策の実施

避難・救助・消火活動等が困難で大規模な市街地災害を引き起こす恐れのある密集市街地における地震防災対策が急務である。市町村が地域住民に地震時の危険性を認識してもらい、災害に強い街づくりに向け地域の機運を醸成するとともに、建築物の耐震化や防火対策、狭隘道路の拡幅、新たな道路や広場の整備など総合的な防災対策を実施する必要がある。

(9) 震災後の応急対策の準備

大規模地震による家屋被害を最小限にするための予防対策として、建築物の耐震化を促進することは極めて重要であるが、被害想定によると多数のり災世帯が発生することが予想されるため、被災家屋の余震による二次災害防止や応急修繕の対策、及び避難住民に提供する仮住居の確保など震災後の応急対策についても、十分な準備を行っておく必要がある。

(10) 法令に基づく指導等の強化

既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するためには、所有者の法的責任の自覚と耐震化に取り組む動機付けを与えることが必要である。このため、既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修がなされるよう、所管行政庁及び特定行政庁において、耐震改修促進法による指導、指示及び公表並びに建築基準法による勧告、命令等の法的措置を厳格に執行することが必要である。

また、耐震診断結果の報告を義務づけることによる対応を円滑に進めるため、耐震改修に係る建築基準法上の特例（耐震改修に係る容積率、建ぺい率の特例）などの情報提供や、耐震診断を行う建築士の養成などが必要である。

建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題のまとめ

1. 地震の災害履歴

1-1 全国で発生した近年の大規模地震

- ◆1995年：兵庫県南部地震 (M7.3)
- ◆2004年：新潟県中越地震 (M6.8)
- ◆2005年：福岡県西方沖地震 (M7.0)
- ◆2011年：東北地方太平洋沖地震 (M9.0)
- ◆2014年：長野県北部地震 (M6.7)
- ◆2016年：熊本地震 (M7.3)
- ◆2016年：鳥取県中部地震 (M6.6)

全国各地で大規模地震が頻発
(地震活動期)

大規模地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識の広がり

歴史的には、県内全域で大規模地震が発生

鳥根県内においても大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況であると認識すべき

1-2 県内に被害をもたらした大規模地震

- ◆1026年：石見地震 (M不明)
～万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
- ◆1872年：鳥根県西部沿岸地震 (M7.1)
～浜田部で死者551人、全壊5,890棟他
- ◆1914年：鳥根県東部地震 (M6.3)
～県東部で家屋被害
- ◆1978年：鳥根県中部地震 (M6.1)
～県中部で家屋被害
- ◆2000年：鳥取県西部地震 (M7.3)
～県東部で全半壊住宅610棟他
- ◆2001年：芸予地震 (M6.7)
～文教施設9棟、社会福祉施設3棟等で被害

2. 想定される地震の規模及び被害の状況

2-1 地震防災計画による被害想定

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	太田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
海域の地震	弥生断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	佐渡島北方沖の地震 【参考】佐渡島北方沖の地震 (M6.01)	7.85 及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜及び南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○		

鳥根県内でマグニチュード7.0程度の地震が発生すると
◆大規模な被害が予想されるが、地盤特性と人口規模との関係で、東部での人的・物的被害が大きく、西部では沿岸の市域での被害が大きい。
◆多くの木造建築物が大きな被害を受け、冬季震災では火災による消失数も増加する。
◆冬季発生では、多数の死傷者、罹災世帯及び避難者が予想され、東部、特に松江市では大規模な被害が予想される。
◆がけ崩壊等の危険度の高い箇所が多数分布しており、山間地域やがけ地付近では土砂災害による家屋被害が予想される。

2-2 地震防災マップによるゆれやすさ等の想定

- (1) 鳥根県全域のゆれやすさマップ
◆宍道湖周辺の平野部は柔らかい沖積層の地盤であり、M6.9の地震により震度6強程度となることが想定される。
◆地盤の固い山間部等は、震度6弱となることが予想される。
- (2) 市街地におけるゆれやすさマップ(松江市中心部)
◆松江南方地震のシミュレーションによると、松江市中心部のほぼ全域が震度6.0を超え、地盤の軟弱な地域では震度6.5程度となることが想定される。
◆老朽住宅密集地域では建物の倒壊棟数率が大きな値となり、そのような地域が旧市街地に広い範囲で分布する。

大規模地震は、鳥根県内においても発生する可能性が十分あり、一度起こるとその被害には甚大なものがあることが想定される。
鳥根県としては、多くの県民の生命と財産を守るため、早急に建築物の耐震化と市街地の防災対策を推進する必要がある。
また、建築物等の耐震化のほかに、土砂災害による家屋被害対策など、総合的な対策が必要である。

3. 建築物の耐震化の現状

3-1 住宅

(1) 住宅ストックの状況

- ◆昭和55年以前の住宅が103,500戸、全体の40.0% (全国27.2%)
- ◆昭和35年以前の住宅(築後55年以上経過)の住宅は38,800戸、15.0% (全国4.9%)
- ◆昭和55年以前の住宅のうち、木造(防火木造含む)91.17%、木造一戸建89.8%
- ◆昭和55年以前の住宅のうち、65歳以上の高齢者世帯58,200戸、56.1%
- ◆昭和35年以前の住宅のうち、65歳以上の高齢者世帯24,100戸、62.1%
- ◆平成21年～25年に昭和56年以前で耐震改修を実施した住宅(持ち家)は1,600戸

(2) 住宅の耐震化の現状(推計)

- ◆平成27年末の耐震化率70% (国83%)
- ◆木造一戸建の耐震化率61%、共同住宅等の耐震化率96%

(3) 接道の状況

- ◆4m未満の道路の接道率52%
- ◆古い住宅ほど4m未満の道路の接道率が高い、昭和35年以前の住宅は60%を超える。

3-2 特定建築物

(1) 多数の者が利用する建築物

- ◆総数3,341棟のうち耐震性有りは2,885棟、耐震化率86%
- ◆耐震改修未実施の建築物は456棟
- ◆災害時の拠点となる建築物の耐震化率88%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率74%
- ◆公共的建築物の耐震化率は、災害拠点建築物で88%
- ◆県有施設の耐震化率は高く、災害拠点建築物の耐震化率は99%

(2) 危険物を貯蔵する施設等

- ◆耐震化率68%
- ◆屋内貯蔵所、工場が多く、危険物は4類(ガソリン、灯油等)が多い
- ◆人口集中地区や市街地中心部にも立地

3-3. 通行を確保すべき道路沿いの建築物

- ◆鳥根県の緊急輸送道路は1,942km(283路線 重複を除くと260路線)
- ◆閉塞する恐れのある建築物は481棟、耐震改修済み:27棟

国による基本方針

- ### 1. 耐震診断・改修の促進に係る基本的な事項
- ◆建築物の所有者等の自主的取り組みと公共の支援
 - ◆公共建築物は災害機能確保のため協力を耐震化
 - ◆所管行政庁による法的措置の実施

2. 耐震化の目標 (建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針)

- ◆現状の耐震化率82%を平成32年度までに95%に
- ◆平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

3. 都道府県計画策定に関する基本的な事項

- ◆耐震改修等の目標の設定
- ◆公共建築物は耐震診断の速やかな実施と公表
- ◆地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
- ◆耐震改修等の促進を図るための支援施策等
- ◆地震防災に係る啓発及び知識の普及のための施策
- ◆建築基準法による勧告又は命令の実施方針

4. 平成25年の耐震改修促進法改正

- ◆地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
- ◆要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

4. 建築物の耐震化における問題点と今後の課題

4-1 問題点の整理

(1) 住宅

- ◆耐震性の低い老朽化した木造戸建て住宅が多数存在、大規模な被害を受ける危険性が高い
- ◆老朽住宅には、迅速な避難が困難な高齢者が居住、人的被害拡大の恐れがある
- ◆耐震改修の取り組み少ない。老朽住宅に居住する約半数が高齢者であり、改修が進みにくいと考えられる

(2) 特定既存耐震不適格建築物

- ア 多数の者が利用する建築物**
- ◆改修の前提となる耐震診断に取り組みが進んでいない
 - ◆災害時に重要な役割を果たす建築物の耐震化を急ぐ必要がある

イ 危険物を貯蔵する施設等

- ◆耐震化の取り組みがほとんど進んでいない
- ◆市街地に立地する施設は、地震時に周辺に二次災害の危険性あり

ウ 沿道建築物

- ◆浜田市、益田市では市街地の幅員の狭い道路が指定
- ◆一般住宅、物販店舗も少なくないため法的指導に限界

(3) 市街地

- ◆道路が狭隘な老朽住宅密集地域では、多数の建物倒壊により避難救助活動は困難
- ◆建物倒壊や火災が広範囲で発生し、市街地の大火災に発展する危険性がある

(4) 所有者の意識等

- ◆大規模地震の経験がなく、耐震化の必要性について認識が低い
- ◆認識していても、自主的に取り組む意欲には欠ける
- ◆積極的に情報収集する意思はない

4-2 課題の整理

- (1) 県民一体となった促進体制づくり
耐震化を強力に促進するためには、県民一丸となった対応が必要。関係者の役割分担の明確化と所有者、自治会、建設事業者等の自主的取り組みが不可欠

(2) 公共による誘導・支援施策の実施

- 耐震化促進のため、市町村と連携した誘導・支援施策の実施と税制活用が必要、市町村には人的・技術的支援等の検討が必要

(3) 地震防災意識の啓発

- 所有者等の自主的な耐震化を促進するためには地震防災意識の醸成が不可欠、県と市町村等が連携して啓発活動に取り組むことが必要

(4) 多量な老朽住宅ストック対策の実施

- 老朽木造住宅の耐震化を一挙に促進するため、自治会との連携、リフォームにあわせた改修、低所得高齢者への支援が必要

(5) 特定建築物の耐震化の強化

- 災害の拠点となる施設等の早急な診断と耐震化及び公共的施設の率先実施が必要
緊急輸送道路の建築物が閉塞する危険性のある区間についての指定見直しが必要

(6) 耐震化促進のための環境整備

- 建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むためには、技術者養成、技術開発、相談体制の整備等が必要

(7) 建築物以外の安全対策への配慮

- 室内での家具・機器の転倒による事故防止対策や土砂災害による家屋被害対策が必要

(8) 密集市街地の防災対策の強化

- 市町村が住民に危険性を認識させ、建築物の耐震化や防火対策、狭隘道路の拡幅整備など総合的な対策を実施することが必要

(9) 震災後の応急対策の準備

- 大規模地震による被災家屋数は膨大であり、家屋の二次災害防止対策や応急修繕、仮住居確保するための十分な準備が必要

(10) 法令に基づく指導等の強化

- 特定建築物所有者の責任の自覚と耐震化の動機付けを与えるため、行政庁による耐震改修促進法及び建築基準法の厳格な執行が必要